

商工委員会議録 第十一号

昭和三十一年三月六日(火曜日)
午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 神田 博君

理事小笠 公留君 理事鹿野 彦吉君

理事小笠 久雄君 理事佐本 一雄君

理事長谷川四郎君 理事中崎 敏君

理事永井勝次郎君

秋田 大助君 阿左美廣治君

内田 常雄君 大倉 三郎君

菅 太郎君 菅野和太郎君

椎名悦三郎君 篠田 弘作君

島村 一郎君 首藤 新八君

鈴木周次郎君 田中 角榮君

田中 龍夫君 中村庸一郎君

野田 武夫君 淵上房太郎君

前田 正男君 南 好雄君

伊藤卯四郎君 加藤 清二君

佐々木良作君 佐竹 新市君

多賀谷眞雄君 田中 武夫君

帆足 計君 松尾トシ子君

松平 忠久君

出席國務大臣

通商産業大臣 石橋 湛山君

出席政府委員

大藏政務次官 山手 満男君

通商産業政務次官 川野 芳満君

通商産業事務官 岩武 照彦君

(大臣官房長)

通商産業事務官 吉岡千代三君

(輕工業局長)

中小企業庁長官 佐久 洋君

委員外の出席者

大藏事務官(理 堀口 定義君

財局資金課長)

大藏事務官(銀行 加治木俊道君

局特殊金融課長)

通商産業事務官 樋詰 誠明君

(通商局次長)

通商産業事務官(中小企業 秋山 武夫君

庁振興部長)

中小企業金 坂口 芳久君

融公庫總裁

中央金庫理事) 門司 正信君

専門員 越田 清七君

三月五日

委員今松治郎君、白井莊一君、大森

玉木君、加藤精三君、田村元君、坊

秀男君、松山義雄君、宮澤鳳鳴君、

山本猛夫君、田中稔男君及び平田ヒ

デ君辭任につき、その補欠として松

本俊一君、森山欽司君、野田武夫

君、阿左美廣治君、前田正男君、松

岡松平君、椎名悦三郎君、田中龍夫

君、篠田弘作君、帆足計君及び水谷

長三郎君が議長の指名で委員に選任

された。

同日六日

委員松本俊一君辭任につき、その補

欠として山本勝市君が議長の指名で

委員に選任された。

三月五日

高庄ガス取締法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二二号)(參議院送

付)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

高庄ガス取締法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二二号)(參議院送

付)

中小企業信用保険法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第五七号)

中小企業金融公庫法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第五八号)

○神田委員長 これより會議を開きま

す。

中小企業信用保険法の一部を改正す

る法律案及び中小企業金融公庫法の一

部を改正する法律案並びに昨五日參議

院より送付され、本委員会に付託され

ました高庄ガス取締法の一部を改正す

る法律案を一括議題といたし質疑に入

ります。質疑の通告があります。順次

これを許します。内田常雄君。

○内田委員 私はただいま上程されま

した中小企業金融公庫法の一部を改正

する法律案を中心として若干のお尋ね

をいたし、また政務次官以下政府委員

の諸君と意見を交換いたしたいと思ひ

ます。

本日通商産業大臣が御出席になつて

おられことはまことに遺憾でありま

す。これは何か當中に御出席というや

むを得ない御用件のお趣きでありますか

ら、政務次官からよくお伝えを願いた

いのであります。私が今お尋ねをいた

そうとする中小企業金融公庫法の一部

を改正する法律案というのは、今回御

提案になつてゐる改正の条項はきわめ

て簡單でありまして、まことに事務的

な改正のように見えますけれども、私

がお尋ねいたさんとするとこれは、事

務的のようには見えませんが、実はさあ

らず、中小企業金融といふもののあり

方といふものを今後どうするかについ

てじっくり政府にもお考えをいただき

たいし、また御同席の委員諸君にも御

研究をいただいて、今後の措置を御研

究願わなければならぬ問題を含むも

のでございます。今回のこの法律案

は、ただ中小企業金融公庫が主務大臣

の認可を受けて昭和三十一年度におい

て十億圓を商工組合中央金庫に貸し出

すことができるという、これだけの法

律でありまして、その限りにおいてま

ことにけっこうなはずであります。お

金を十億圓商工中金にお出しになると

いうのですから、お引き揚げになると

いうことよりもいいことになつており

ます。

まず第一にお尋ねをいたしたいこと

は、この中小企業金融公庫から商工中

金に回されるという十億圓は、どの

つまりは政府から出る金で、中小企業

金融公庫といふものは、申すまでもな

くその資金源は政府の出資とそれから

資金運用部からの貸付金でできており

まして、ほかの金はないのであります

から、政府の金を一たん中小企業金融

公庫に入れて、その中小企業金融公庫

から商工中金に回すというワン・クッ

ションの回し方でありまして、そこでだ

れでも気がつくことは、なぜそういう

ワン・クッションのめんどろなことを

おやりになるのか、中小企業金融公庫

もまた商工組合中央金庫も、同じく中

小企業金融のための車の両輪のごとき

中核的な政府関係機関でありますため

に、どうせ政府から金をお出しになる

ならば、さうなワン・クッションの

方法とはならないで、まっすぐに商工中

金にお出しになる方がよくはないか。

これは技術の問題もあると思ひます

が、今後のくせを直す意味からも、

まっすぐに出した方がよくはないか。

私はしつろとでありますけれども、同

じしつろとの政務次官も、同じように

お考えにならないかどうか。まず大臣

のかわりに一つ一つ伺いたい。

○川野政府委員 商工組合中央金庫は

御承知のように政府機関でございます

ん。従ひまして資金運用部資金法の法

律の建前から商工組合中央金庫に貸し

出しができません。従つて中小企業金

融公庫に一たん入れまして、中小企業金

融公庫から商工組合中央金庫に貸し出

す、こういうことになつたような次

第であります。

○内田委員 冒頭に申し上げましたよ

うに、これは政府もわれわれ国会議員

も一緒になつて中小企業の改善をいた

そうという趣旨でございますから、決

して意地悪のことを申すわけではござ

いません。ただいま政務次官のお答え

の中で、商工組合中央金庫は政府機関

ではないというお話でありましたが、

実はそうではないのであります。公庫

とか公社とかとは違ひますが、りっぱ

に政府出資をいたしておりますほか、

商工組合中央金庫の理事長、理事、監事

等は全部政府の任命でございます。そ

れから監理官もおられますし、あの法

律の構成をずっと読みますと、今日の

公団や特殊会社よりもはるかに政府機

関に近い法律の構成になつておること

は、私はよく法律を研究いたしましたから、これは間違いないのであります。それで、そのために資金運用部から直接貸しができないというけれども、同じような政府関係の機関に資金運用部はほとんど資金の貸付もいたしてあります。また政府からも出資いたして、政府資金を直接貸出しております。たとえば帝都高速交通営団でありますとか、このごろ幾つかの怪しげな公団が――怪しげなと言つては失礼であります――が、地方公共団体の資金を入れたり、また民間の資金と抱き合せたりして公団や特殊会社がほとんどできるのであります。これらに對しましては資金運用部や簡易保険の積立金から資金を直接貸出しております。ただ私が承知いたしておるところを申し上げますと、もし商工中金に資金運用部から金を出すといたしますと、これといささか類似のような格好になっておる農林中金等にも資金運用部から金を出さなければならぬ、それがどうもいやであるから、従つて資金運用部資金法を改正して直接貸しの方法をとらないといふところにあるらしいと思ひます。しかしながら、政府から商工中金に直接貸しをせよといふことは、第二十二国会及び第二十三国会におきましても、当委員会の決議になつておるのであります。昨年くらいまでは商工中金の発行する商工債券の一部を資金運用部で引き受けておりました。ただしこれは金利が非常に高いので、一般の銀行の引き受け条件と同じで年八分五厘でありましたのを、それはけしからぬから、今後は資金運用部から商工中金に直接貸しをするように資金運用部資金法を改正してもらひたい、

その場合貸付金利は年六分五厘にしなう、こういう具体的過ぎるような決議が実は当委員会を通つておるのであります。これは社会党の委員諸君が出したわけではないので、当時の自由党も民主主義も含めまして、全会一致で通つておるのであります。いわば政府がそれを意図しておるのであります。この点はここで政務次官その他政府委員の諸君と議論を重ねませんけれども、ぜひ今後の問題として、また国会の決議を尊重するあり方として、さらに事態に即しまして、今後十分御研究をお願いするのであります。

次に伺ひたいことは、今度中小企業金融公庫から十億円をお出しになるという法律をわざわざ作るのではありませんか、中小企業金融公庫からはすでに商工組合中央金庫に二十億円ほど貸し出しがなされて、そのうち十億円は昨年引き揚げたようでありますけれども、まだ十億円の中小企業金融公庫から商工組合中央金庫に対する貸付が残つておるのであります。これも同じ資金運用部資金を財源とする貸付が十億円残つておるのであります。従つて今度の法律といふものはどういふことを意味するの。今度新しく十億円は貸してやるけれども、前の十億円は引き揚げるといふことであるのか。果してそのようなことであるならば、これは天下をごまかすことと申しますか、中小企業者をごまかすこととはなはだしいものであります。陰で十億円の引き揚げをしなう、法律の上では隠々しく十億円出すといふ法律を作つて、わざわざ国会議員の衆参両院の諸君の審議をわづらわすといふことは、ナンセンスと申しますか、ごまかしになるので

あります。もし前の金を引き揚げるならば今度のものはごまかしだ。前の金を引き揚げるのか引き揚げないのか、つまり中小企業金融公庫から商工組合中央金庫に對して、三十一年度の十億円と前の十億円と合せて二十億円というものを政府資金のワン・クッショで貸し出されるのか、そのところを念のために伺つておきたい。

○佐久政府委員 先ほど政務次官からお答え申し上げました政府機関云々の問題ですが、これは法律論としてはいろいろ議論の分れるところだと思ひますが、大蔵省ともいろいろ相談いたしまして、大体三つの観点から考へて今度の法律案を提出いたした次第でございます。第一は、直接商工中金に貸す場合には現在の資金運用部資金法を改正しなければならぬ。その改正の問題ですが、大体貸し出す金は国の金でありますから、今の法律の建前からいふと、国または国に準ずるものに貸すといふ形になつております。

○内田委員 高速交通営団、地下鉄はどうですか。

○佐久政府委員 これは準ずるものといふ解釈であります。そこでもう一つは、もしここで商工中金に貸し出すといふ制度を作りますと、非常にたくさんの申込み希望者が出るのでちよつと取扱ひがつかなくなるだらうといふような關係があります。それからもう一つは、今度の貸し出しは全く臨時的の關係を考慮して出しておりますので永続的の制度としては考へていない。こういふ三つの点から、特別な公庫法の改正といふ形で提案申し上げた次第でございます。

それから第二の点の御質問でございますが、すでに十億貸し出してあるものを来年度は返させるかどうかについて、返させるつもりはございませう。従つて既往のものと今回のものと合計いたして二十億を公庫から商工中金に貸し出す、こういう形になるのであります。

○内田委員 佐久長官から第二の点につきましてきかれて明快なお答えがありました。私は安心いたしました。ただ聞くとところによりましますと、現在貸し付けてある十億円というものは、今年の八月に引き揚げる予定であるやに聞いておりますが、きょうあなたが言明されました以上は、中小企業をお助けになる意味からしても――あなたの今のお言葉ですと三十一年度ということでありまうから今年の八月でありまう。今年の八月が参りました。年度内は引き揚げないやに御審議願ひたい。もし引き揚げるのであれば、今度の法律というものは全く意味のないことは私が先ほど申し上げた通りであります。

それから次にお尋ねしたいのです。が、今の商工中金と資金運用部との關係については、実はもうさうな法律上の問題ではなく、力關係と申しますか、あるいは役人の方のお考えといふものが、これはほんとうのこととありますが、ことに大蔵省方面においては商工中金といふものを政府の關係から切つて離そう、めんどろは見えない――あれは非常にややこしいといふことが、はなはだけしからぬ表現であります。いろいろな組合を中心としてできておる、そのいろいろな組合といふものは、申す

までもなく法律で堂々と認められておる中小企業等協同組合であります。それらの出資をもつておる厄介な組合であるから、あれはめんどろだからあまり援助をしないことにして、なるべく大蔵省も通産省もそれから身を引くといふ考えがずつとできてくることはこれはあらゆる点で争われない、さうな御言説も政府当局の心なき官僚の方からしばしば聞かれてあります。そのために、通産省は中小企業等協同組合をかかえており、また口を開けば中小企業の組織化とか、あるいはそれによつて金融とかといふことをいいますけれども、実際は通産省が今申すような大蔵省の考え方にやられておるというこゝと以外にないのであります。これは私から警告をいたしておきます。

第三点であります。これから本論に入りますが、それならばその十億円というものはどうせ政府から出る金なので中小企業金融公庫からワン・クッショで中小企業に回すのであります。が、相手方はだれに貸すのであります。おそろくそれはその中小企業等協同組合またはその構成員に貸す金だと思ひますが、いかがですか。

○佐久政府委員 それは商工中金の性格から考へてお説の通りであります。が、中小企業等協同組合といふものは、これは協同組合以外の一般の中小企業者にも貸せるし、また中小企業等協同組合法の第二條を見ますと、協同組合にも貸せるようになっておるわけですが。そうしてみると今度の十億円というものは最終的に協同組合に貸すものであるならば、これは法律論を離れて實際論としてわざわざワン・

クワッショで商工中金に持つていかな
い、政府からいただいた金でありま
すから中小企業等協同組合がまっすぐ
に協同組合に貸したらいいだろうと思
うのです。中小企業金融公庫は現在わ
れわれの存じているところでは、約五
百億近い金を貸してあるのです。その
うち何十億ですか何百億かは中小企業
等協同組合に貸してあるはずでありま
すから、落ちる先が同じ協同組合に貸
すならば、わざわざワン・クワッショ
で商工中金に持つていて、そしてそ
れを協同組合に貸す必要はないと思
います。なぜ私はそんなことを聞くかと
いいますと、それは商工中金に十億円
の金を回して貸しますと、それを借り
る中小企業者というものは、今までの
ところならば年一割二分で借ります。大
へん高い。こんなべらぼうに高い金は
今日天下にない。ところがその同じ金
を中小企業等協同組合から借りますな
らば、これは九分六厘で借りられるわ
けです。そこであなた方が妙な芸術を
講ずるために、最後に借りる人は、第
一点の質問のように大蔵省からまっす
ぐに商工中金に貸さないということが
あるならば、それと同じ変な芸術を用
いてワン・クワッショでやるために、
協同組合というものは商工中金で借り
るならば九分六厘で借りられるもの
を、わざわざ一割二分六厘で借りなけ
ればならないというばかな結果になり
ますが、これをどうお思いになります
か。

○佐久政府委員 御説のところも十分
わかることはわかるのですが、実は商
工中金の貸し出す金は主として短期の
ものであります。公庫の貸し出す金は
長期のものでございます。その資金繰
りの関係を考えた点と、もう一つは御
説のように商工中金の金利が非常に高
いので、いろいろな点を講じまして金
利の引き下げをやりたい、その一助に
もということを考慮いたしまして、商
工中金に貸し付ける、こういう方法を
とったわけでございます。

○内田委員 一応さうなお答えがあ
るだろうと思いましたが、それが大へ
ん間違いなのです。ということはいろ
いろあるのですが、商工中金は元来短
期の金を貸すところだ、こりいわれる
ことは第一間違いです。佐久さんは御
着任になってからまだ一年もたない
から、商工組合中央金庫法であると
か、あるいはその定款ということをつ
ぶさに御研究になったかどうか知りま
せんが、商工中金の法律及びこれに基
く定款の建前というものは、あくまで
長期の年賦貸しというところしかでき
ないことになっているのです。今日現
実に担保を取ったり、あるいは短期
の貸し出しも相当やっておるでしょ
う。ところが商工中金はあなたの方で
作られた法律やあなたの方で御認可さ
れた定款によると、何ら担保を徴せず
して十年とか十五年とか長期貸しを
するというものになっておる。そして短
期に貸す金は余裕金の運用でしかやっ
ていけないと明文に書いてある。それ
を逆にあなたが言われるような御指導
を中小企業庁長官たる者がされるなら
ば、ことやよとして、商工組合中央
金庫は高い利息で短かい金を貸す。つ
まり長期低利というものが中小企業者
には一番欲せられていた金であるの
に、あなたの今の御説明を言質にとら
れて、高利短期の金を貸すようなこと
になりまして、今のお話はとんでもな
いことでもあります。もしそうすれば車
の両輪で、中小企業金融公庫は長期の
金を貸し出して、商工組合中央金庫は
市中の商業銀行と同じように短期に貸
し付けたり手形の割引をさせるなら
ば、それも一つの考え方でしょう。そ
のかかり金利は中小企業金融公庫の九
分六厘よりはるかに下げると同時に、
法律もそのようにお直しになってやら
ないと、今の仕組みのままでやると世
を欺き、人に迷惑をかけることであり
ますから、これは御注意を申し上げま
す。

その次に商工組合中央金庫の金利は
高いということをおあなたは認められ
ておられる。その高いのは困るから資
金運用部資金の六分五厘を中小企業金
融公庫を通して貸し付けて、何とか商
工中金の金利を下げさせたいというお
話はよくわかるのでありますが、そこ
ろが実際はそうはいかないのでありま
す。なぜならば中小企業金融公庫とい
うものは、さつき申しましたように五
百億の貸し出しをしているその資金の
中の半分はただの政府出資金でありま
す。私の記憶では一般会計から百七十
億、その他産業投資特別会計とか継承
融資の関係で、前の復金とか開発銀行
とかあるいは政府の見返り資金とかの
貸付を継承したものが出資になってい
るのでありますが、これが八十億億か
あったと思います。大体五百億貸し出
しのうち半分がただの政府の出資、あ
との半分が六分五厘の資金運用部資金
でありますから、コストが安いので
す。従って算術的にやるならば六分五
厘とただの金とを足して二で割れば三
分二厘五毛というコストであります。
ところが商工中金の方はあなたがさつ

きお認めになつていられるように、さ
うな金が入っていないのです。昨年二十
二国会で政府の出資した十億を、われ
われやつさもつさと一生懸命になつて
劣後株ということにいたしましたのであ
りますが、これは無配の株でない。あと
資金運用部や市中銀行が今までは八分
五厘で引き受けていた。最近社債や金
融債の引き受け条件の改善によりまし
て何分かつたておられますが、しかし今
までの金の中心はやはり八分五厘の商
工債券の金でありますから、その商工
中金にこの六分五厘の金を十億くらい
持つていって見ましても、商工中金と
いうのはやっぱり五、六百億の金を貸
しておられますから、決して資金のコス
トを下げられない。それよりも、それ
をほんとうに下げたいと思われるなら
ば、さつきの第一の問題に返るのであ
りますが、中小企業金融公庫に対する
と同じような考え方を商工中金につ
いてもとらなければいかぬわけであり
ます。ことに中小企業金融公庫の方は協
同組合以外の一般の中小企業者たる個
人にも貸すことになっていられる。しか
しながら通産省や中小企業庁は中小企
業の組織化ということが、あたかも中
小企業に対する政府の第一の政策であ
るような御発言をししばしばやってお
るのでありますから、その協同組合を対
象とし、協同組合の出資に政府の出資
を加えた商工中金というものが、政府
の金融政策の対象からははずれるとい
うことは何としてもおかしいことであ
りますから、十億を六分五厘で回すとい
うようなことをやっちゃって決して金利
は安くならない。もつと抜本的な策を
講じなければならぬのであります。こ
れは私の見解でありますからこのくら

いでと定めることにいたしました。さ
らに意見を進めて参りますと、私は一
体中小企業金融公庫の九分六厘という
金利もはなはだ高過ぎると思うので
す。なぜならば、さつき申すように半
分はただの金に、半分は六分五厘の
にでありまして、ぜにの元のコストは
三分二厘五毛です。三分二厘五毛を
九分六厘で貸すわけですからそのさ
やは六分三厘五毛です。六分三厘五毛
なんて経費率をかけている金融機関と
いうものは天下に一つもない。その点
からいってまだ商工中金の方はいい面
がある。商工中金の金は今申ししますよ
うに八分五厘です。商工債券を中心と
しておりながら貸す金は長期ですと一
割二分、短期ですと一割一分というこ
とですから、その差額は三分内外、つ
まり経費率といひますか、これは民間
には配当もいたしておりますから、配
当まで加えて、まだ税金まで払って三
分内外、ところが中小企業金融公庫の
方は税金も払わない、配当もしない、剩
余金なるものを政府に一部入れるかも
しれません。公庫の方は六分三厘五
毛の経費率がかかる、商工中金の方は
三分内外だとしますと、まだ私は商工
中金の方がいい面があるように思うの
であります。これはこの商工中金も中
小企業金融公庫も、今の状況では貸し
出しが大体どつちもちやうと五百億で
す。商工中金が千億も二千億も貸して
おれば、これは経費率も下るでしょう
が、中小企業金融公庫と同じですか
ら、一方が六分三厘五毛もコストがか
かり、一方は三分内外だということ
ははなはだおかしいことです。同じよう
なもので農林漁業金融公庫がある。こ
れは農林省大蔵省の共管でしょう。こ

れも全く中小企業金融公庫と同じように、政府のたのみの出資と六分五厘の資金運用部の金がついておると思いますが、この方は貸し出し金利は九分六厘ではなしに七分内外だと思ひます。しかもこの中小企業金融公庫のように二年、三年というより、長期といえども中期に近い金よりも、そつちの方は十年、十五年、二十年というより長期の金を貸し出しながら、貸し出し金利は七分かその前後です。そこで中小企業者は口を開けば、中小企業者はあまりに農村よりも金融の面においてはおはなはだしい劣後待遇を受けておる、税金の面においてもそうである、これはひどいじゃないか、ぜひ農林漁業金融並みにまで中小企業もしていただきたいのだが、どういうわけだろう、こういうことを言つておる。これはおそらく中小企業を担当せられる長官でありますから、あなたのお耳にも入つておると思ひますが、農林漁業金融公庫の方の運営の仕方も私はいろいろ調べていたたきたいのであります。

一 林なげ中小企業金融公庫の方が三分二厘五毛の金を九分六厘で回しているかといふと、実は大部分は御承知のようない代理店手数料というものに払つておるわけです。代理店手数料というものは四分から四分三厘払つておる。四分五厘というものもある。元金が三分二厘五毛ですから、それに四分五厘乗つてのだから、それだけでも八分何厘になつてしまふ。それに公庫のいろいろな事務費や運営費をかけるると九分六厘になるということでありまして、この四分三厘だか四分五厘というものがあつたまゝにしておくことは果していいかと思ひます。私はきよ

は資料も何も持つて参りませんが、この三十一年度の予算書を調べて見ました。政府関係機関の予算書というのがあります、あの中には中小企業金融公庫の経費予算もありまして、農林漁業金融公庫の経費予算もあるのではありませんが、農林漁業金融公庫の方は昭和三十年度末で約九百億圓くらいの貸し出しのようです。千億足らずです。それから中小企業金融公庫の方は今申ししますように五百億、貸し出しは農林漁業の方が多し。これはどつちも代理店手数料で、中小企業金融公庫の方はこの直接貸し出しも始めたようですけれども、農林漁業金融公庫は完全な代理店貸しです。そこでその代理店手数料が予算に載つておるのですが、昭和三十一年及び三十一年を見ますと、代理店手数料はどつちも同じくらいです。どつちか一方の年におきましてはむしろ農林漁業の方が代理店手数料が少い。そうすると一方は九百億から一千億の金を貸して、代理店手数料が少い。中小企業金融公庫の方は少い金を貸して、代理店手数料が多いといふた、こつけないことになつてきておるのであります。そこでこれは一つお調べをお願いしたい、御勉強をお願いしたのであります、中小企業金融の金利低下が叫ばれておる。それにはどうしたら安くなるか。今度の一条の法律のように、政府の六分五厘の金をワン・クッションで商工中金に回せばそれで金利が下るなどと考えていたら、こんな子供だましなことではないのであります。一口で言へば、私は中小企業金融公庫につき込んでおる原資の安い金を商工中金へ、つまり原資は安い金利でかかれば、それが大きい、その仕組みを改

めて、安い金を商工中金のよりなものにつぎ込んで、商工中金のよりなやり方でこれを振り回せば、こつちは経費率といふますか、配当や税金までも含めた経費率が三分内外、こつちへつぎ込めば、安い金を経費率の安い方につぎ込むのでありますから、両々つまり安いものと安いものの二乗ですから安くなつて、長期金利も短期金利も安くなる。こつちだと思ひますが、あれとこれとは全然別のものである、わざわざ法律を作つて一方に入れた金を一方に回すというより法律的な芸術だけを考へたものではだめだ。経営思想そのもののあり方について考へるべきなればだめだと思ひます。私は責任のない国会議員の立場からでありますから、しごく勝手なことを申したのかも知れませんが、あるいは間違ひがあるかもしれませんが、これは政務次官の方が、しろうとであるために、かえつて眼光紙背に徹するといふことでもありますので、次官ばかり勉強しておる長官になりますと、法律でこうだ、こうだといふことになりまして話があれですから。

○川野政府委員 ただいま内田委員のうんちくあるお話を承りました。ここに敬意を表しておる次第であります。しかし中小企業金融公庫は政府資金を資金源として中小企業者に長期の資金を融資しておる公庫でございます。さらに商工組合中央金庫は系統組合の親機関として組合員並びに組合に対して融資をいたしておる金融機関であります。従ひましておのおのその性格に異なることもございますので、

そつちの意味合いからいたしましたとしても、中小企業金融公庫を設立する際におきましては、商工組合中央金庫があつたのかからず中小企業金融公庫を作つた、こつちうわけでございます。

なお金利の点でございますが、御承知のように中小企業金融公庫の金利も高いのでございまして、この点については、実は代理店貸し等の手数料も下げる方向で現在検討をいたしておるような次第でございます。

○中嶋委員 議事進行について……中小企業に關するこつちの問題は、法案は明日上げるような段取りになつておるようでありまして、今までの議論の過程を通しまして、いろいろ重要な政策上の問題もあるし、さらに事大蔵省に關係しているような重要な問題もあるものであります、この席上において見受けまふと、通産大臣も見えておらないし、大蔵省関係の人も来ていない。今までの例を見ても、大蔵省関係が、中小企業金融に關しては共同管理の責任を持つのかからず、商工委員会をきわめて輕視しておりまして、ほとんど責任のある者が出てきていないという長い間の傾向であります。従ひましていつでも大蔵省の一方的な考へ方に押しつけられておるというのが現状であるが、この問題打開の上においても、相当議論をかわすべき段階ではないかと思ひます。そこで私はまず通産大臣の出席を要求すると同時に、大蔵大臣もしくは政務次官並びに銀行局長をも含めてこの際出席を要求して、熱心に、今までつせきしておるとこの問題を討議しない限りにおいては、明日法案を上げろといつて

もなかなかそつちでいかないということとを委員長に忠告しておきたいのであります。委員長において適當にお計らい願ひたいと思ひます。

○神田委員長 了承いたしました。大臣、政府委員の出席は今要求しておりますからさう御了承願ひます。

○佐久政府委員 先ほど内田委員からの御質問にございまして点で私の氣づいた点をお答え申し上げます。商工組合中央金庫の金利の引き下げの問題、これは先ほど十億を貸し付けることによって金利の引き下げを考へるかといふこととございまして、十億でそれだけ金利引き下げをやれるといふほど大それた考へは実は持つておりません。その他のいろいろな方法を講じまして金利の引き下げはかつていきこの十億といふものを考へて、こつちういふ趣旨を申し上げた次第であります。

それから商工中金の資金を安い金利の原資をもつて充てる、これは私も趣旨は全く同感でございますので、従来ともその点は努めたつもりでもありますが、今後とも十分に努力をいたしたい、かううに考へております。

もう一つ公庫の手数料の問題でございますが、現在貸し出しの方式に甲乙二つの方式がございまして、甲方式は三百萬圓以下の貸し出しについては実収利息の四五%の手数料を払い、三百萬圓をこえるものについては四〇%、乙方式は三百萬圓以下のものが三〇%、三百萬をこえるものは二五%、こつちう手数料を払いまして全部を平均しますと四二%くらいになるわけでございます。今度はこれをさらに一五%くら

いに下げるつもりでございますが、おそらく実現できると思っております。

○内田委員 どうも私もあまり意見を述べ過ぎて肝心のことを問ひ忘れたようですが、今度の法律案では十億出資することができると書いてあるだけでありまして、別に条件も何も考えてはいない。長官の先ほどのお考えでは今度は当座の金を供給するんだということですが、法律による十億円の貸付は何年になつておるのか、どのくらいを予定しておるのか。今度の条件は政府の資金運用部の金を六分五厘のワン・クッションで貸すんだと、ひとりよがりだと思つておりましたが、あるいはそうじゃないかもしれない。何度も申しますように中小企業金融公庫の金は資本金が二百何十億、六分五厘の借入金と二百何十億ありまして、その平均三分二厘五毛で貸すのかもしれないし、資本金の方を回してやろう、直接には資本金で見てないが、二百何十億のただの出資金から十億を無きやで貸してやろう、つまり無利子で貸してやろうということになるのか、そのいずれでございましょうか。これらの諸点をばつきりしてもらいたい。

○佐久政府委員 貸付の利率の方は、運用部資金を新しく公庫に出して、それをトンネルの形で参ります関係から無利子というわけにはちよつといかないのでございませう。それから貸付の期間は当分すて置きで五年償還、公庫の関係については運用部との話でそういうことになつております。

○内田委員 今御説明がありました、私もだんだん考えているうちに變になりました。資金運用部から公庫に回す金が六分五厘だから、無きやで

商工中金の方に六分五厘に入れるという考え方がおかしいんで、ごく単純な考え方だと、先ほど申し述べましたように無利子の資本金と六分五厘の借入金の平均で三分二厘五毛で貸すか、そうでなければ、六分五厘の金でありまして、これを中小企業金融公庫自身で直接中小企業者に貸せば九分六厘、手数料が四分三厘ですから、九分六厘から四分三厘を引いてしまえば五分二厘ということになります。五分二厘で貸していくというのは、中小企業金融公庫の方はさうばんがとれる。運用部の代理店で手数料を商工中金の方にやる、そうすると五分二厘というさうばんも成り立ち得るわけです。私は中小企業金融公庫をいじめようとか何とかいうことではないが、あなた方がよくない法律を出すために、まず最初から九分六厘で借りられるものを、商工中金に回すものだから、商工中金の方がおられるのに何ですが、一割何分ということになつてしまふ。だから中小企業者は何のことだかわからない。ほんとうはゼロが一番いい、その次は平均した三分二厘五毛、その次は九分六厘から手数料を差し引いた五分二厘であるべきだと思います。私はここであなたの言質はとりませんが、御用意がないようでありますから、次の機会なり、理事会なりに、なるほど内田君の言うことはもっともであると思つたら、考え直してみたいにきまつておる、商工中金の理事の方もここにいられますから、よい話を聞いた、それでなければ困るというように、商工中金なり何なりにお話を願いたいのであります。これはそのくらいにいたします、私の質問も終りに近づ

きました、私は与党でありますから、この法律案はぜひ通さなければならぬのであります、さつきもちよつと言いましたように一番大切なことは、佐久さんや、次官にはぜひ腹に入れておいていただきたい。商工中金といふものはこれは政府の機関じやないもの、これは業者の系統機関であるといふて、政府は糸を切つて離したいといふ考え方が非常に濃厚にあるわけでありまして、失礼ですが、何といつても商工官僚は力が弱いから、だんだんいつの間にかその魔法にかかつてきておられることも事実であります。そのうちに中小企業金融公庫にとつつかまつておると、また――門司理事さんが見えになりましたが、思つていかにぬのだというところになつて、一体中小企業庁という役所を作つた理由が何のことかわからぬじやないかというところになりまして、この際これも次官なり長官からはつきりお聞きしておきたいのであります。ほんとうに商工組合中央金庫というものは政府関係機関じやない、民間の勝手な機関であるから、時に触れて適当に援助するけれども、まづ正面から政府の中小企業金融のエンジニア、代理機関じやないのだというお考えであるかどうか。これははつきり聞かしておいていただきたい。門司理事も来ておられますけれども、私は商工中金に苦言を呈したいのであります。商工中金といふものは理事長には元の通産次官の偉い人がおられて、あなたもかつてのお役人でありました、あなたもかつての政府の機関であること逃げよう逃げよう、離れよう離れようという考え方が

あるわけでありまして。安い金はいし、が、うっかり政府から安い金をもらつて、政府の管理、監督で縛られると大へんだというところを、口を開けば言つておるが、これはおかしい考えである。現にさういふことを佐久さんは御研究になつていないことをさつき現わされたのであります、商工組合中央金庫法というものは今日の特許会社、公団よりもひどい縛られ方を政府にされておる。さつきも言つたように役員は理事長から副理事長から理事まで全部政府の任命なんです。今日の公庫や公団においても、理事まで政府は任命してない、理事は総裁がこれを任命するようになっておる。また役員が定款や法令に違反したときには解任の対象になつておるのが公庫や公庫では普通であるのに、商工組合中央金庫においては理事や役員が法律や定款に違反すると三年以下の懲役、罰金というやうな、今日の公庫や公庫よりもひどいしばられ方になつております。評議員といふものがあつて全部政府任命であるといふことで、それがまた縛られておるのでありますから、これ以上政府から縛られつこない。公庫や公庫よりも商工中金の方がよい見方によつては政府によつて縛られておるのであるから、これ以上は縛られたい、安い金をもらふことが縛られたい、安い金、フグは食ひたい、命は惜しいといつておることは全くこれは錯誤であります。一体商工中金といふのは政府との結びつきをどのようになつておるかといふことを佐久長官、そのあと門司理事からちよつと御発表を願いたい。

○佐久政府委員 先ほど申し上げましたのは、資金運用部資金法の解釈の問題として、国または國に準ずるものとしての扱いができないということを中心上げたのであります、実質的に商工中金をだんだんと手離していこう、あるいは勝手にやらしていかうというやうな気持は、私は毛頭持つておりません。先ほどちよつと触れましたように、なるべく安い原資を獲得して金利を下げて、中小企業金融といふものを円滑にしていきたいという点については、今後とも努力をいたしたい、こう思つております。

○神田委員 今のお話うたいました。ただいま議題となつております中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の内容は、商工組合中央金庫に直接関連を持つておりますので、参考人として商工組合中央金庫理事門司正信君より、随時質疑の形式により意見を聞くことにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中嶋委員 議事進行について。中小企業金融に関する問題はきわめて重要な問題でありまして、一般施政の質問の中にもかれこれ片言隻句をば質問をしてみたのでありますけれども、まだ十分とはいへませう、この問題については相当論議すべき重要な問題も残つておるのであります。そこで、ただいま委員長が言いましたように、中小企業金融公庫の責任者に対する意見を質疑応答の形にて聞くのもけっこうであります、さらに商工中金並びに中小企業のいろいろな組織などもありまして、さういふふうな代表者にも出てきてもらつて、こうしたときに最も

実はこういう懸念もあるわけでありま
す。

さらに現在の代理店貸しであります
が、代理店貸しにつきましてはいろいろ
の弊害もござります。しかし反面ま
た非常な利点もあるのではなからう
か。現在国内には五百の銀行と五千の
支店がござりますが、こういうような
関係から今日非常な発展をいたしてお
るという点もあるのじやなからうか、
こういう点を考えますと、今すぐに合
併してどうであらうかというふうにも
考えておる次第でござりますが、内田
委員のうんちくのあるお話もありま
したので、さらに検討をいたしたいと考
えておるような次第でござります。

○内田委員 私の質問はこのくらいに
いたしますが、最後にもう一点伺いた
いのは、今協同組合の話が出ました
が、前の第二十二国会で中小企業等協
同組合法の一部改正案が成立いたしま
して、その際全国に中央会ができたこ
とは御承知の通りであります。この中
央会はその程度まで全国的にできたか
私は資料を持っておりませんが、相当
程度できて参つておると思ひます
が、そのために昭和三十一年度の予算
におきましては、この中央会に対する
補助金を通産省において予定せられて
おるやに伺つております。もつとも予
算書を見ても、款を見ても項を見
ても目を見てもさらにまた目の内訳を
探つてみても、ちやうどラッパキョ
ウの皮をむくようにどこまでいって
中小企業協同組合共同施設補助とい
う字ばかり出てこないで、中央会補助
という字は出てこないで、私も心配に
はなつておるのであります。先般の
通産省官房長の当委員会における御言

明によりますと、この共同施設補助費
の中から通産省は中央会に対して補助
金を出しになる予定であるという話
で安心しております。ところが中央
会がどんどんきて参りました三十年
度——現在もまだ三十年度に属してお
るわけですが、この三十年度につ
きましては、もちろんこの当初予算には
中央会の補助金は載つておりません。

また先般補正等もありましたが、補正
の中にも載つておりません。ただし中
小企業協同組合共同施設等補助とい
う款項目は、これは昭和三十年年度にお
いても存置されておるのであります。す
が、三十一年度の予算の形式と同じ考
え方ではいかならば、三十年度におきま
しても中央会の補助金を出せるのでは
ないかと思ひます。形式のいかんにか
かわらず、中央会は政府の補助を当
てにいたしまして全国各地でどんどん
きておりまして、事務局の機構もでき、
事務局長をそのほかそれぞれ選任されま
して、活動を開始してゐるのでありま
すが、三十年度は何もやらぬというこ
とになりますと、政府の御趣旨や督励
を体して、早く中央会を作つたものは
ばかを見まして、えらい赤字を設立当
切からしめて込んでしまふということ
になりますから、何とかして現会計年
度、三十年度にも中央会の補助金を出さ
れるのが至当であると思ひます。こと
に前国会の中小企業等協同組合法の一
部改正法律案の成立に際しましては、当
委員会でも決議を付しまして、昭和三十
一年度においても必ず速急に中央会の設
立補助を支出すべし、こういう決議が
出されまして、通産省大臣もこれを
了承してゐるのであります。三十年度
においてはどんなふうに相なりまし

るか。もし補正も成立しない、また当
初予算の中にもその含みがないという
ことになれば、予備費の支出等でおや
りになる考えであるか。私は大へん心
配でありますから、川野政務次官から
お考えをお述べおきを願ひます。

○川野政務委員 実は通産省といたし
ましては、三十年度におきましてもあ
る程度の補助金を出そう、こういうよ
うな考えのもとに予算の措置を交渉し
たのであります。残念ながら実
は認められない実情でござります。し
かし三十一年度におきましては、ぜひ
補助金は出した、こういうことで目
下折衝中でございます。

○内田委員 予備金残額がまだあるは
ずでござります。予備金支出等に
つきまして内閣と御折衝を願ひたいと
思ひます。私の質問はこれで終りま
す。

○神田委員長 加藤清二君。

○加藤(清)委員 最初に私、議事進行
でお願いしたいのでござりますが、先
ほどお願いいたしました大蔵関係は、一
体これはおるか、これらませんか。

○神田委員長 銀行局長と理財局長が
見える予定になっております。大臣も
すぐ見える予定で。

○加藤(清)委員 大体先ほど来お話を
承つておりました。そのお話を承つて
り、いつの場合でもそうでござります
が、大蔵関係と通産の關係におきま
して、いつも通産が大蔵にやられがちな
んです。そのしわ寄せがこの法律に
現れたり、予算に現れたり、ひい
ては金利にまで及んでくる、こういう
ことに相なつてゐるわけなんです。こ
の際ぜひとも大蔵の直接責任者をここ
へ呼んで、その人たちの頭をたたき直

さぬことには、幾ら中小企業庁の長官
がどう言おうと、金融公庫の總裁に何
を言おうと、これはだめだ。そこで、
ぜひ一つ大蔵関係の責任者を至急こ
へ呼んでいただく。

それで、私はど来同僚内田委員から
眼光紙背に徹するとこの理論展開が
行われたわけなんです。私は、この
人だけは中小企業者の大会に行つて、
私こそは金融のために努力しましたと
言える人だといふことを痛感したわけ
であります。ただし聞いてみると、途
中からあそこだ、ここだと思つてこ
でふわつとなつてしまふのです。そ
で私は内輪からながめた聞き方であ
ります。中小企業が命の親とも考へてお
りましてこの金融機関を外側から一度な
がめて、皆様に御反省を促すと同時
に、直すべきところは早急に直してい
ただきたい、こう思つてお願いするわ
けです。中小企業の金融の問題を一口
に言へば、これは第一は法律通り実行
してもらいたいといふことです。法律
通り実行してもらいたい。法律通り実
行されてない面があるから、こうい
う声が出てくるわけです。第二点は
貸し出しを容易にしてもらいたいとい
ふことです。非常に困難なるがゆえに
こういふ声が出てくるわけなんです。次
には金利を安くしてもらいたいといふ
ことです。金利が高いからこういふ声
が出てくるわけなんです。次に貸し出
しの量、中小企業金融公庫にしても商
工中金にしてもさうでござります。高
をふやしてもらいたい。この要點に
尽きるところ。大臣がおられませんか
で、次官によくこの要點をつかんでも
らいたいと思ひますが、もう一度申し

上げます。今日命の親と頼んでゐる中
小企業金融公庫あるいは商工中金に対
して中小企業が頼むことは何かといえ
ば、第一は法律通り実行してもらいた
い、貸し出しを容易にしてもらいた
い、金利を安くしてもらいた、扱い
量をもつとふやしてもらいた。もち
ろしい、もらいたいが四つ重なつてい
るわけでございますが、これを完全に
行なつていただきますならばもう何を
か言わんやでござります。幸い大蔵政
務次官が御臨席遊ばさつたのでござ
りますから、この大蔵政務次官は長年
わたつて本委員会においてこのことを
あなただけからのお口から述べなかつ
たことなんです。もう実行に移し
ていただけたらう、いい人が政務次
官になつて下さつた、こんなうれし
いことはないといふのが一般の声でござ
ります。が、果して実行に移されま
すか、されませんか、逐条にわたつて私
お尋ねしたいと存するのでございま
す。

まず第一に法律を実行に移すか移さ
ないかの前に私は承わりたい。政府機
関及び貸し出し直接担当の方々は本委
員会における決議を一体どのように考
えていらつしやるのか。実行に移され
るのか移されないのか、この点は政務
次官よりもまず公庫の總裁と大蔵政務
次官と商工中金の理事さんにお尋ねを
いたします。

○坂口説明員 本委員会の決議は十分
尊重して参りたい、そのつもりでや
つております。

○加藤(清)委員 それでは同じ件につ
いて大蔵省の責任者と商工中金に承わ
りたい。

○門司参考人 商工中金におきましては、本委員会の決議は大いに尊重いたしまして、極力その御趣旨に沿うようになしたいと思っております。

○加藤(清)委員 決議の内容を私は言っているのではなくして、委員会における決議は、通産大臣の先日の答弁では顔面通り受け取って、実行に移しますということでございます。それが実行に移されていないということになりますと——公庫の総裁も実行に移すと言われ、商工中金の理事も実行に移すと言われ、そうなる問題は大蔵省だけでありますが、大蔵省は一体どのようにお考えでございましょうか。

○山手政府委員 私は今来たばかりで、あなたの議論は何の議論か、初めから聞いておりませんので、もう一度……

○加藤(清)委員 議論ではない。決議の実行をやるかやらないかです。

○山手政府委員 何の決議か、そこを私はよく聞いてないのです。

○加藤(清)委員 決議の内容を私は言うておるのではなくして、本委員会の決議を実行に移す気があるかないか、またどのように考えていらっしゃるかというのを聞いておるのです。内容のことを言っておるのじゃない。

○山手政府委員 私は、当委員会が熱心にいろいろ商工行政について御検討をお願い、御決議をいろいろされるだろうと思いますが、そういう決議がありました場合にはできるだけ尊重して参ります。ただ私は中途で来ましたが、具体的な何の決議を尊重するかという……(すべてですよ)と

呼ぶ者あり)それはもちろん尊重いたします。

○加藤(清)委員 そうなりますと、通産省当局もこの決議は実行に移すとおっしゃる、関係の金融機関も実行に移すと言われる、大蔵省は尊重すると言われる。さてそこでどうしても聞かなければならぬことは、ただいまも内田委員からお話のありました中小企業金融公庫、商工中金に対する決議が今まで、あなたのいらつしやるときにだいぶん実行に移されております。それが一向実行に移されておられません。(具体的に言えと)呼ぶ者あり)具体的に言えとおっしゃいますから私の材料を一つ申し上げると、御承知の通りこの工業組合に中小企業金融公庫の金を貸そうじゃないか、まことにけつこうだ、厚生省もそれを命令しておるのだから、やろうじゃないかというところから、大蔵委員会においても本委員会においても決議をされてからすでに一年余もたつておりますが、なお実行に移されていないようであります。一体どこに支障がございしますか。承わるところによると、どうもこれは通産省に話のようでございします。一体どこに支障があるのでございしますか。どこがいけないのでございしますか。

○山手政府委員 その問題につきましては、お示しの通り私もこの委員会でも審議をいたしておりますときに決議をいたした案件でございします。私は大蔵省に参りましてその問題について二、三の方から御注意もございしましたし、その原因が那邊にあるかというところについても調べてみましたところ、まあ大したこともございしません

ので、銀行局長そのほか事務当局に命じまして、必ず四月一日から御決議の趣旨に沿うて善処するよう指令をいたしておりまして、その点については決議が守られていくものと私は考えております。

○内田委員 石橋通産大臣がお見えになりましたから、実は大臣がお見えになりました前に私は数点にわたつて長広舌をふるつたわけでありますが、どうも明確な御答弁がありませんでしたので、今同僚のお許しを得まして、ぜひ大臣でなければお答えが願えまいと思われ、二、三の点について、もう一度簡単に御尋ねさせていただきます。

第一は、今お尋ねしておりますのは今度上程になっております中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案についてであります。この法律はごく簡単なもので、中小企業金融公庫は昭和三十一年度から十億円の金を商工中金に貸してやることであるという、これだけのことでございします。そこで私が考えましてふに落ちない第一点は、中小企業金融公庫が貸す金は政府からいただいた金であります。これを中小企業金融公庫が直接中小企業者に貸せば、現在の利率は九分六厘であります。それを商工中金に回して貸しますために、これが一割一分とか一割二分とかになるわけでありまして、政府のせつかくのありがたない気が、今度の法律のためにかえつて金利が高いことになつてしまふ、これはおかしいのじゃないか、こういうことが第一点であります。もし政府の安い金を中小企業者に回そうというのであるならば、今度の商工中金を通して貸します場合にも一割一分や一割二分でなしに、少

くとも中小企業金融公庫と同じように、九分六厘で貸さなければ、この法律のためにかえつて中小企業者が迷惑するのであります。

第二点はそれに関連するのであります。そのために今度中小企業金融公庫から商工中金に回す金の金利は幾らかとお尋ねしましたら、これは公庫が資金運用部から借りる利息の六分五厘を無さやでそのまま商工中金に貸してやるのだというお話でありました。ところが私の考えますのは、これも五厘の借入金半々でなり立つて、両方で約五百億圓くらい政府から借りてやるわけでありまして、そこで半々ならから平均して三分二厘五毛じやないか、従つて今度の法律では何分と書いてないから、三分二厘五毛で貸したらどうか。あるいはもっと親切にするならば、無利子の資本金の方の金を無利子で商工中金に貸してやったらどうか、あるいは最大限といつても、政府のお答のように六分五厘で貸すのじやないか、現在中小企業金融公庫のやり方は、市中銀行に対して四分三厘の代理店手数料を払つておるわけですから、そこで九分六厘で中小企業者に貸してしまつても、公庫に入る金は九分六厘マイナスの四分三厘でありますから、結局五分三厘しか入らぬわけでありまして、五分三厘しか入らぬのだから、少くともそれと同じ条件で、五分三厘で商工中金に貸した方がいいのじやないか、これは私は理屈が通るはずだと思ふがどうもいよいよお考えがないので、それは一つそちらで私の言うことをお考え下

さい、こういうことを申しておるわけでありまして。

第三点は、大体公庫と商工中金と二つあつて、お互いに能率を害しておる。公庫の方は、今申すように政府のただの金あるいは六分五厘の低利資金が半々に入つておつて、安い金がいっぱひで、従つて資金コストは三分二厘五毛であるにもかかわらず、民間に貸すときには九分六厘だ、公庫というのはいさやを六分三厘五毛もつておるのだ、これは一見はなはだ非能率であります。たとえばいろいろ理屈もありませんが、とにかく政府の三分二厘五毛の金が、中小企業者にいくときには九分六厘でありますから、その利ざや、経費率は六分三厘五毛もかかつておる。安い金が安く貸されてない。ところが商工中金の方は今までは八分五厘の金融債を出しております。その八分五厘の金を一割一分ないし一割二分で商工中金が貸すわけでありまして、大へん高い金であるけれども、しかし商工中金の勘定からいくと三分内外の利ざやしかとつてないのじやないか、従つて公庫よりも貸し出しの利ざやといひますか、経費率といふものはるかに改善されておるわけでありまして、なぜかといふと、全国に五十幾つかの出張所があつて、直接貸しをしておる。そこで安い金を安く貸すのが中小企業金融の本旨であるから、そのためには中小企業金融公庫と商工中金の機能を合体して——私は法人格の合併とまであえて言ひませんが、機能を合体して、せつかく中小企業に入れた三分二厘五毛の金を商工中金式な貸出法によつてやれば、これが今の九分六厘でもなし、一割一分、一割二分でもな

しに、もつと安いところでも貸せるはずで、これはわれわれが机上で計算するところなるのです。そういう同機能の合体をはかったらどうか。いずれも中小企業の政府関係機関じゃないか、これに対する御意向いかに。

最後に、大蔵省はけしからぬ、商

工中金といふものは協同組合とそのまわりの連中の系統金融機関であつて、あまり政府の指を染むべきものじゃない、あれは政府から切り離してかつてにやらしておくべきであるという思想が、これはうそではございません。大蔵省中心に強いのであります。通産省がそれを受けこたえる力がない。ただ口先だけでは中小企業の組織化ということを書きますけれども、金融の段になると、もう組織化もへったくれもない。組織化金融の方が高い金を貸してある。非組織化金融の方が中小企業金融公庫を利用して安く貸している。これはおかしいじゃないか。通産大臣の言われる中小企業の組織化ということも口頭で終つておるといふことは、ことに残念だ、こういうことではあります、このうち一つでも二つでも通産大臣からあらためてお答え願えれば非常に幸いだと思ひます。

○石橋国務大臣 お説は一々ごもっともでございます。第一の十億円を中小企業金融公庫から回そうというの、御承知のように、前にもこの委員会の附帯決議として、今商工中金の使つておる金は八分五厘であります、それを六分五厘にしろ、こういうお話もありまして、わずかでございすけれども六分五厘にしたい。ところがそれには今の商工中金の規定上直接に商工中金が六分五厘の資金を調達することは

今できませんから、そこではなはだ苦しい算段であります、一応中小企業金融公庫の窓口を通して六分五厘の資金をとにかく商工中金に使わせよう、こういうだけのことでありまして、ほかにそれ以外のことを考えておらないのであります。

それから今の商工中金と中小企業金融公庫との関係の問題は前から御議論もあり、われわれも考えておるのであります、今すぐこれを一緒にするといふこともいかなるものであろうか。それから金利の問題も、商工中金はなるほどお話のようなわけでありすけれども、しかし今度は組合を通す、また組合の手数料などがかつて、これまたなかなか問題があります、結局実際の借り手にはそう安い金はどうも回つてなかなか入らぬといふような難点がありますので、一つ十分検討しないと、ただこれを一緒にしたから金利が安くなると思ひすも言えないんじゃないか、こう思つております。

○中崎委員 関連して、今通産大臣からきかめて不十分な答弁を聞いたのであります、山手政務次官は長い間通産行政には非常に熱心な人でもあるし、ことに中小企業金融については私たちが一緒に大いに心配をし、努力してきた一人でもあります、今回大蔵省の主要な地位を占めておられるので、われわれと同じような立場において大蔵省でも八面六臂の腕を振つておられることと思ひのであります、ただいま内田君から質問のありましたような点について、一つ抱負、含蓄のあるところをお示し願ひたいと思ひのであります。

○山手政府委員 なぜこの公庫を通じて出しておるかといふふうなお尋ねであつたわけでありまして、どうも私も皆さんと同じような気がいたしまして、公庫から商工中金に金を出すと、いふことになる、公庫と中金とが上下の関係になつたり何かをするようなこともあり、今の金利や何かのお話も出てくるわけでありまして、できれば資金運用部資金法の改正をいたしまして、ストレートで商工中金に出すような方法も考えたらどうか、こういうこと、私が行きました大蔵省でも実は議論もいたしたわけでございます、何分にも今年は御承知のように運用部資金も非常に窮乏でございます、それで大蔵省としてはできるだけ運用対象を多くしないように、窓口といひますか、貸付の対象なんかを一つ広げますと、二つ、三つと広がつていく。片一方原資は非常に窮乏になつてきて、昨年よりも今年は郵便貯金なんかがいづぶん減つておるといふふうないろいろの関係がございすので、やむを得ず公庫法を改正をいたしました、御審議願つて、公庫を通じて資金を流していこう、こういうことに方針を決定いたしましたわけでございます、確かに内田委員、中崎委員のお説のようなこともございす、これは私も私も運用部資金法の改正そのほかにもならみ合せて今後待ちたいと思ひております。

それから商工中金と中小企業金融公庫を一本にして機能を一つにしたら云々といふお話がございましたが、通産大臣からお話のございました通り、私も中小企業者の立場に立ちまして、こういう機関が一本になつた方がよろ

しいのかどうか、一本になると多少変つた色彩も出てきていいやうでもございすけれども、中小企業者の立場からいたしますと、その持つておりまする性格はおのおのの特徴があるわけでありまして、かえつて不便な面も出てくるであらう、こういうことも考えられますので、それは今後慎重に検討を続けていかなければならぬ問題であつて、今すぐに軽々にこうしたいといふ結論に持つていくわけにはいかなうと思ひておる次第であります。

○神田委員 加藤清二君。加藤清二委員 商工関係の金融機関が金利が高い、だからそれを安くしてもらいたいという陳情なり議論なりの根拠は、農林と比較してということであり、市中銀行と比較してということでありまして、たとえて申しますと、中小企業金融公庫は御承知のように法律では最低七分五厘ということになつておる。ところが普通貸し出されておるのは一割程度、末端で借りるものは、どうしても一割、それに累の信用保証協会等々を合せますとまた四分五厘追加されてくるわけ、それだから高い、こういうことがいわれるわけ、同じような趣旨で設けられました農林漁業の金庫は、中小企業金融公庫の場合よりも期限が長いにもかかわらず、つまり中小企業金融公庫は最高五年なんです。ところが片一方は実質上からいって倍から三倍にもなつておる。実質からいいますと、中小企業金融公庫の方は五年が二年になつたり三年になつたりしているわけ、ひどいのは一年半というのもあるわけですね。にもかかわりませず、金利の方だけは一割以上になつて、農林

漁業の方は大体七分五厘になつておるわけ、ございす。いなかへ参りますと、お百姓さんが金を借りた、すぐお隣の荒物屋さんが同じような金を借りた、ところが片一方は期限が長くて金利が高い、片方は期限がずっと短かくて金利が高い、これはおかしいじゃないか、これは一体どういふことでございす、こういうことになつてくるわけ、そこで結局農林と商工を比べた場合に、商工大臣の方が腕が悪いじゃないか、末端ではそう考えやすいのです。そこで大臣としてはこれを一体どのように考えていらつしやるのか。果して過去において御調査なさつたことがあるのかないのか。もし御調査なさつたとすれば、どこにそういうかけ離れたところひきかかるとするの、もしその理由があつたとするならば、それを改革しようとする意思があるかないか。また意思があつたならば大蔵省と折衝なさるかなさらないか。大蔵省としてはこういうアンバランスをどのようにお考えになつていらつしやるか。その点についてお尋ねいたします。

○石橋国務大臣 農林中金と商工中金は力が非常に違ひます、とにかく中小企業者の力が元來農業者よりも弱い。資金の關係からいひまして、農林中金の方は相当多くの預金が吸収できるけれども、商工中金の方にはそういうものがないといふところに根源があるのです。政府から出す金に、別段農林の方には特に安く、商工の方には高くしているといふことはないと私は思つております。

○加藤(清)委員 私は商工中金と農林中金を比較しているのではございません。農林漁業の公庫とそれから中小企業金融公庫とを比較して言っているのではありません。

○山手政府委員 確かにそういうふうにあるわけではあります。しかし商工業と農林関係の根本的な差異から私には来ていると思うのでありますが、以前は農林関係には土地改良、そのほかいろいろな名目で零細な補助金なんかがたくさん出されておったわけでありましたが、できるだけそういう零細な補助金なんかは打ち切つてしまおう。打ち切つて補助金を出さずかわりに融資でいく方がよからう。こういうことで補助金を融資に振りかえて、そのかわり融資も普通の商業採算的な条件や何かをつけただけでは、補助金にかわる融資でありますから無理なところがでてくる。そこで特別に農林関係につきましては優遇措置をとつて、農林の実態に即したような、補助にかわる融資というふうな形の体裁を整えていく。こういうふうな気持もあつて、いろいろ差がついてきておるといいますか、私ども遺憾に思つておりますけれども、そういうふうな形が現われておるわけではあります。

○加藤(清)委員 山手さんのおっしゃる通り、非常に大きな相違が生じてきておるのです。そこで通産大臣のおっしゃるように、政府の投融資なりあるいは金融債なりが、同等に行われておるにもかかわりませず、末端においては相違ができておるといふことになりますると、これは中間の窓口ないしはその元締めにおいて企業努力をしてもらわれないといけない、こういう結論に

なつてくるわけなんです。ございますが、それでよろしゅうございませうか。

○石橋國務大臣 それは今の山手大蔵政務次官の説明の方がよろしゅうございませう。しかし、末端の努力もむろん要ります。組合が組合費のかわりに金融の手数料で組合の経営をしていくというふうなことも事実ありますから、それはできるだけ下げさせるように今努力しておりますが、そういう差異もありません。

○加藤(清)委員 私のお尋ねしておるのは、組合の手に金が渡る前のことを言つておるのです。つまり、本部とそれから窓口まで、その窓口から借りる側と渡るときまでのことを言つておるものであつて、組合で取つていく手数料まで加へたら、一割見当じやありません。もつともとふえます。それで私の申しているのは、窓口から借りたい人に渡りまする折に、農林漁業の方は大体七分平均になつております。高いので八分というのもありまされども、ほとんどが七分平均になつておる。それから期間は二十年というのもありまされども、平均十五、六年になつておるわけなんです。ところが中小企業の方は、悲しいことに最高が五年、これは法律で定められておりますから何でございませうが、法律でせつかく五年ときめておきながら、実質においては、これは総裁が見えるから御存じでございませうけれども、まあ大体二年から三年程度というところになつておるわけなんです。ここで中小企業の方がどうして法律通りに実行に移してもらいたいのと言ひかといふと、御承知の通り現在の中小企業はほとんど工賃かせぎになつておるわけなんです。設備をいたします設備資金を

償却していく場合に、一年や一年半で返せと言われたつて、これは返されないので。そこで、せめて法律通り実行してもらいたいという声が起きております。どうだ、お前さんら、五年ぐらいかつたら払えぬかと言ひか、いや、五年あればやれますが、もう借りたたんに、あくる日から返金の方に追われている。これでは困ります。その返金に追われるから、やむなく品物を投げ売りしたり、工賃の安いにもかかわらず、やむなく出血していかなければならぬ。こういう悪循環を繰り返しているわけなんです。そこで私の言いたいのは、金利を下げてもらいたいか、あるいは年数をふやしてもらいたいか、あるいは法律通りな実行でできないか。法律通りか行へない場合は、農林漁業と比較した場合においては、大へん相違ができておるが、これは一体どういふわけでございますかというところをお尋ねしているわけなんです。

〔委員長退席、小笠委員長代理着席〕

○坂口説明員 今の加藤委員のお尋ねはこういうことじゃないかと思ひます。期限の点で特に例を上げてお話をあげましたから、期限についてだけ申し上げますと、期限は業務方法書におきまして五年を原則とするというふうにきめておりました。法律できめておりません、従ひまして、原則五年で平均が約三年近くになつております。しかしながらその期限につきましては、またたいたいまお話もございましたし、また災害等の場合には延ばしまして七年の場合もございませうし、また特殊な場合には十年まで延ばした例もございませう。

す。今後そういう点につきましては、十分に実際の事情に合うようにやつて参りたいと思つております。金利につきましては、御承知のように政府から出ます資金の割合でございませうが、出資と借入金との比率が農林公庫の方とは違つておりますので、そんな関係で必ずしも農林公庫通りには参らないわけではあります。

○加藤(清)委員 あなたは農林漁業と中小企業金融公庫とを比較した場合、資金源が違ふ、資金のコストが違ふ、こういうことが言いたいのでございませうけれども、私の調査したところによりますと、ほとんど違つておりません。これは大体半々になつております。それでもしそういうことをおっしゃるならば、ここでデータを出してもらいたい。農林漁業と中小企業金融公庫との資金源の比率を出してもらいたい。私が予算を見たところ、あるいは今までもずっと関係してきたところによりますと、ほとんど違つていないのです。違つていないところを申ししましうか。どこが違つておるか、それを私はあなたの方から言つてもらいたかつたが、あなたがおっしゃらないから申しますが、窓口の代理業務をやつていくところ、ここが違ふんです。これがあなたの方の四分五厘になつておるでしよう。ところが農林漁業の方はそれより少ないのです。それからもう一つは、貸し出しするときに窓口の代理業務を行なつておる人が、農林漁業の場合には県の信用保証協会などはそんな問題にしないのです。ところが中小企業の場合だけは、どうしても一ぺんあそこをくぐつてこいといふわけなんです。あそこが許可したら私の方も

許可してあげましよう。これは商工中金でも同じことをおつしやる。これは資金源が金融債になつておるから無理はないと思ひます。銀行と相談しなければいけないというの無理はないと思ひますが、中小企業金融公庫の場合でいうことが行われておる率が、農林中金と比較して比較にならないほど多いといふことなんです。末端の人はその金利がどこへ分配されていくかは知らないんだ。ただ借りたい、借りたの一心で、言われる通り判こをつくらんだ。ついでみたら、とたんに金利が高かつた、こういうことなんです。それでそれから、窓口は御承知の通り——今日銀行が預金として集めた金でさえも、その資金源を人に貸す場合でも、なお金利を下げましようという空気がなつてきておるわけなんです。資金量がふえたから……。もう信用のあるものだと、どうぞ私のところの金を使つてくれといひて宣伝して回つておるので、総体の金利を見ると、大体二銭六厘はすでに割つて、二銭四厘程度になつてきておるわけなんです。これと商工中金の金利の四銭と県の信用保証協会の四銭五厘を加えたものと比較すると、ここに半分以上違つた結果が出てくるわけなんです。それでこれに対して内部の企業努力だけでは、どうして追つていけないわけなんです。従つてこの際法律改正をなさいますならば、当然この中小企業がほんとうに苦心慘たんし、要望し、政府を命の親と頼んでおる今直さない、私どもが心配すること、商工中金や中小企業金融公庫へ行方早い、こういう声が出てくるわけなんです。そちらへそちらへとお客がつ

いてしまつと、あなたたちがいかに宣伝なさつても、お客が向うについちゃ原因になつてくるわけだ。そこを私は心配するわけなんだ。現に現実の問題として、二銭四厘で借りられる。なおこのごろは両建てもなければ、歩積みせぬでもよろしいということになっておる。まだこの歩積みをやらせておるの、相互銀行ぐらゐりのもです。だからこのバランスをとるに當つても、農林中金とのバランスもさることながら、市中銀行とのバランスを考へていかないと、あなたたちの金庫が衰微して参りますよ。どうしてくれまう。大臣と次官にぜひ御答弁を願ひたい。

○石橋國務大臣 大へん詳しいお話ですが、市中銀行へ回るのは、そのことだけはけつこうだと思ひます。われわれは、中小企業の場合にはなるべく市中銀行から金融してもらふ方がいいんで、そのために政府機関が要らなくなればむしろ理想に近くなるのじゃないですか。しかし市中銀行では金融がうまくいかないと、あるいはいろいろ不便があるとかいふ場合に政府機関が活動すべきで、商工中金も中小企業金融公庫も、そういう意味でもともと充足したのじゃないかと思ひます。だから今大蔵省あたりでも、できるだけ市中銀行から中小企業に金融が行われるように指導しているんだと考へております。

○山手政府委員 ただいま通産大臣から御答弁のあつた通りでございます。なるほど一時的には市中銀行の金利が非常に下つて参りまして、そつちの方に移つた方が得じゃないかという議論がちらほら出ておることも知つて

おります。しかしことしのうちに輸出が異常な伸びを示し、かつ、かつてないような大豊作が起きて、そのために市中の金融が緩和されていくというふうな事態が、それじゃことしの秋も同様に豊作であつて、こういう好条件が続いて、市中の金利がどんどん安くなつていくと言へるかどうか、そこにも問題があろうと思ひます。そういういろいろなことを考へてみますと、やはり政府機関や何か、こういうような中小企業者のささへというものが、しっかり政府が持つていく必要があろうと私も考へておるわけでありまして、これはお話がございましたように、政府機関なんか必要がなくなるといふようなことは、きわめて望ましいことではございませんが、さうだからといって、今市中金融の方が金利が非常に安くなつたから、すぐそれでもう不要な機関だといふふうな考へたり、おさなりの政策でお茶を濁したりすることの、ないやうに努力をいたしていただきたいと思ひます。ことに今度大蔵省でも例の不動産銀行の問題をせひやらせたいといふので検討をいたしております。今までのような対人信用でなしに、担保をさへ持つていけば、すぐ多少の金は融通できるような不動産銀行なんかも作らせたいといふことで努力いたしておりますけれども、実際にやつてみると、今新しく銀行を作つてそういう特殊な融資をしよと思へば、金利が非常に高くなつて、言うはやすしいけれども、実行はなかなかむづかしいという実情があるのです。中小企業金融公庫につきましても、今あなたのお話のように、窓口を、代理貸しやいろいろやつたりいたしておりますし、新しくで

きた機関の金利というものは——私いろいろ理想的な、やりたいことはたくさんあるのですけれども、新しく今作るといふことになると、当面は金利なんかもう安くならないで、非常に困つた問題が起きるといふふうな気がいたします。しかしぜひお説のようにできるだけ努力をいたしたいと考へております。

○加藤(清)委員 ただいまの山手次官の市中銀行との比較の場合のお話は納得いたしますが、さうなつてきたら政府機関を抹消するのが理想だ、こう大臣はおっしゃいましたが、それは割り引かせぬでも、額面通り受け取つていいんですか。

○石橋國務大臣 別に割り引くする必要はありませんが、それは理想です。市中銀行でも自由に中小企業者が金融ができるようになるのが一番いいんです。わざわざ特別の機関を設けなくて済むというくらいになることが理想的であります。

○加藤(清)委員 これは重大な問題でございます。それからもう一つは、何がゆゑに農林漁業が安くて、こちらが高いかの御答弁がまだございませんで、午後には回すと委員長がおっしゃられれば質問を保留いたします、午後でもあすでもけつこうでございます。

○小笠原委員代理 この際午後一時半まで休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

午後二時十九分開議

○神田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。小平久雄君。

○小平(久)委員 高圧ガス取締法の一部改正案につきまして簡単に数点だけ承つておきたいと思ひます。

今度の改正案でありますが、その提案理由の説明のうちにも、提案理由はもちろん御説明はありましたが、今度のねらいのうちおもしろいものがどういふ点にあるか。特にこの法律としましては、改正は今度が初めてのようでありまして、が、今回の改正案のねらいのおもしろいところを一つ御説明願ひたい。

○吉岡政府委員 提案理由につきましましては、先般政務次官から御説明いたしました、内容の実質的の点を中心にして御説明申し上げます。

第一点は、最近におきまして生産が始められ、急速に伸びて参りました液化酸素についての保安上の万全を期するたのめ改正でございます。従来溶接とか、酸素製鋼に使用されておりましたガスは、御承知のようにボンベに詰めておつたものでございますが、一昨年あたりからこれを液体の形において消費者の手元まで輸送いたしまして、結局においてはガス状で処理するわけでございますが、そのような液化ガスというものが出て参つたわけでございます。

それで、この特徴をいたしましては、大体普通の五十キロ程度のボンベで百本分に相当する量の輸送ができる。従ひまして一台のトラックで、ボンベに換算いたしますと、三、四百本分の輸送ができる。従ひまして、御承知のようにボンベは非常に重量物でございますので、輸送費を大幅に軽減できる。またその成分の点におきまして、水分をほとんど含んでおりませんために、使用上におきましていろいろ特

徴があるということで、最近急激に生産並びに消費が増加して参りました。現在におきましては酸素ガス消費量の約一五%を占めておられて、今後ますます増加するであろうという状況でございます。しかしこれを使つておりますところは、大体大きな酸素製鋼をやつております製鉄会社でありまして、か、あるいは溶接関係におきまして、造船造船関係のきわめて大規模な業者約二十社程度でございます。また生産者が現在五工場でございます。そこで今回の改正におきましては、以上のような新しい液化酸素の発達にかんがみまして、消費段階におきまして、新たにこれに對する消費の施設及び方法を定める。またこれを消費いたします工場におきまして取扱主任者の制度を設けさせる。従来生産者のところにおきましては作業主任者というやうな制度がございましたが、この液化酸素の消費者と申しますものは、その仕事の実際から見ますと、ちやうど従来の生産者に相当するやうな関係も考へられますので、これに關する規定を入れるといふことにいたしましたのが第一点でございます。

第二点といたしましては、これも最近におきまして急速に発達を見つづかれますプロパンガスの関係でございます。プロパンガスも一昨年あたりまでは帝石の天然ガスを原料とするものがたゞ一社あつたわけでありまして、御承知のように最近ハイ・オクタノ価のガソリンの精製のために、接触分解というやうな装置が各製油所において相次いで完成を見て参つたわけでありまして、その際に出ます廃ガスの利

用方法といたしまして、プロパンガスの生産が急激にふえて参りました。二十八年度は一社でございまして、二十九年度は二社、昨年から十工場においてこれが生産せられております。数量で申しますと、二十八年度年間二十トン、二十九年度六十トン、三十年度二十トンというように、二カ年で約十倍になっております。今年度は大体三万トン近くになると思ひますが、来年度以降さらに急激に増加するであらうと考えられておるわけであり

ます。これは大体その九〇％は普通のタウンガスと同様に、主として一般消費者の家庭に消費せられております。これらの点を考えまして、プロパンガスの販売の段階におきまして、新たに取扱主任者という制度を設けまして、一定の知識、経験のある者にこれを担当させ、この取扱等につきましまして販売業者みずからが万全を期しますとともに、これを通じまして、多数の一般消費者等にも災害を起さないようにいたしたいというのが第二の改正理由でございます。

その次に、第三といたしましては、この法律の關係でいろいろの手数料を取っておりますが、現行の手料は、本法施行当時、すなわち昭和二十六年に定めたものでございまして、その後物価の変動等も考えまして、今回二割ないし三割の増額をいたしたいというのが第三点でございます。それで現在この法律關係の手料の収入とこれに要する取締りの経費とを合せますと、大体この監督の仕事は主として地方庁を通じていたしておるわけであり

ますが、年間の経費約四千万円に對しまして、手数料収入はその半額にも満たない。そういう關係で、やむを得ずただいま申し上げましたような程度の増額をお願いしたいということが第三点でございます。

その他いろいろ技術上の点もございしますが、おもな点は以上の通りでございます。

なお高圧ガス取締法につきましましては、法律に基きます高圧ガスの保安審議会というものがございまして、ここで専門の方々の御研究をお願いして、その結論を中心として改正法案を作成いたしましたような次第でございます。

○小平(久)委員 ただいまの御説明で、今回の提案の理由が大体わかつたのであります。その中心をなしますものは液化酸素及びプロパンガスの危険性を防止するところにあるようであり、また、液化酸素なりプロパンガスについてのその危険性というものは一体どういふ性質のものであるのか、また従来その業者につきましまして何か危険な事例が実際に相当数多く発生でもしておるか、そういう点について簡単に説明していただきたい。

○吉岡政府委員 酸素は御承知のようにそれ自体としては可燃性ではないわけでございます。ただ付近に燃焼物がございまして、その物の燃焼速度を非常に助長するという關係がございまして、この取扱には十分注意を要するといふふうに考えられるわけでございます。

それからプロパンガスの關係は、これは性質そのものから申しますと、一般の石炭ガス、都市ガスと危険度におきましては大差はないわけでありまして、むしろ毒性を含んでおらないという点におきましては、都市ガスよりも安全であるといふことも言える

かと思つてございしますが、何分にもきわめて最近の発達に属するものでありまして、消費者がこれの扱いについて十分知識、経験と申しますか、使

いながらおられないといふふうな關係がございまして、それから御承知のように、きわめて小型のボンベに詰めまして家庭でこれを消費するわけでございます。これを消費者が倒すとか、移動するとかいふふうなことはしないようにすべきであるのでございしますが、その辺にもまだ十分なれておらないという点がございまして、

それからなお現在十工場でこれを生産いたしておりますが、そのうち三工場につきましましては無臭といふか、においを含んでおらないものでござい

ます。従つてにおいによつて危険を感じますといふことがしにくく、關係がございまして、これにつきましましては着臭剤を、輸入等の措置をとりまして、においをつけるという措置をたゞいま進めております。大体理論的にと申しますか、理屈から申しますと、私どもは大なる危険性はないと思つておりますが、しかしただいま申しましたような關係で、この取扱については十分に消費者の認識を深める必要がある。それにはやはり現在約二十万世帯にこれを供給いたしておりますので、これにつきましましてはやはり消費者と直接接する販売業者自身に十分知識を普及いたしますと同時に、これを通じまして消費者にも間違ひのないように措置いたしたいと考えております。

事故の事例といたしましては、先ほど申し上げましたように、プロパンガスの消費は一昨年あたりまで一社程度でございまして、毎年数件という程

度でございしましたが、昨年にございましては約二十件起しております。二十万世帯が使用して二十件の事故というものは、初めてのことである程度やむを得ないといふことも考えられますが、しかしこれは十分今後注意をいたさなければならぬと存じますので、それらの点につきましましてただいま申し上げましたような法律の改正によつて万全を期して参りたい、かように考えております。

○小平(久)委員 今の御説明によりまして、プロパンガスにつきましましては、二十万世帯から使つておつて二十件の事故、事故の件数からいくと必ずしも多くないと思はれるのですが、また先ほどからの説明によりますと、要するにガスそのものは危険じゃない。ボンベの移動等が危険だといふようなお話でありまして、具体的に起きた事故からしてどんな事故であつたのか。もし御承知ならばこれは一般常識としてこの際承わつておきたいと思ひます。

それからプロパンガスがここ二、三年来、非常に普及しておるということはわれわれも承知しておるのであります。そこでこのプロパンガスと一般の都市ガスとの關係ですが、人によつては都市ガスよりもむしろプロパンガスの方が燃料としては得だ、得でないまでも大体同じくらいだといふようなことを言う人もあるようであり

ますが、そういう点は当局から見れば一体どんな關係になつておるか。それから將來都市ガスとプロパンガスが競争的な立場になるような傾向があるのかどうか。おそらく都市ガスのあるところでは、プロパンガスは使わ

ぬ。少くも現在はそのやうであると思つておりますが、將來の問題としてその両者の關係はどんなふうに見通されるのか、それらの点について一つ御説明願ひたいと思ひます。

○吉岡政府委員 昨年起りました事故の原因をいろいろ分類してみますと、たとえばホースがはずれておつたとか、それからガスがなくなりました場合に、消費者が十分なれませんでした。ボンベを倒して――倒せば出るというふうな考えましたのか、そういうことで急激にガスが出ましたとか、あるいは誤まつてパイプとか機械をはずしたとか、全般的に申しまして、なれないために起つた事故が大半であらうと思ひます。しかしこれらの点は、先ほど申しましたように特に今後十分いろいろな方法をもちまして販売業者自身も教育し、またいかにしてこれを消費者に周知徹底させるかといふことにつきましまして研究して参りたいと思つております。

それから都市ガスとの価格の關係でございしますが、これは熱量にいたしますと、一般のタウンガスの大体二倍程度のカロリーがございしますが、カロリー換算いたしますと、大体都市ガスと同じ程度の値段になつておると思ひます。ただ都市ガスのように配管等の工事費を必要といたしませんので、たゞ器具を買えば直ちに簡単に使用できるといふようなことで普及を見つづけています。ただ先ほど申し上げましたように、ガスそのものが石油精製の特に接触分解等の装置を持つておるところから出て参るわけでありまして、その簡単にこれを作るために生産すると

な。少くも現在はそのやうであると思つておりますが、將來の問題としてその両者の關係はどんなふうに見通されるのか、それらの点について一つ御説明願ひたいと思ひます。

いうわけには参りませんので、いわば石油精製の一つの副産物の利用である、こゝより関係があるわけでございます、従つて価格等も大都市ガスの値段と競争し得るというふうな形において定められておるんじゃないかというふうに考えられます。従つて、そういう関係でボンベに詰めて輸送いたしますので、あまり遠距離に持つて行つては採算的に成り立たない。それらの関係で地域的におのずから限界もあると思ひます。しかし都市ガス自身も現在非常に消費者の要請が強いわけ

が、どんな事故が起きたのでしようか。

○吉岡政府委員 これは一般のメタン・ガスと違ひます点は、メタン・ガスは空気より軽いわけでございます、大体上の方にいくわけでございます、プロパン・ガスは空気より重い性質でございますので、下の方が滞留する。従ひまして漏れておるのを気がつかずにそこでマッチをしますと、か、あるいは床の方に何か可燃物がございまして、それによつて火災が起きる、こゝより関係になるかと思ひます。

○小平(久)委員 事故というのは、それによつて火事が起きたというのですか。直接人命というか、健康に支障があったというのではなくて……

○吉岡政府委員 そういう場合もあるわけでございます。

○石橋國務大臣 死者十六名です。

○小平(久)委員 これは大した問題じゃないと思ひけれども、二十万世帯も使つておつて、二十件の事故の実例がある、しかもガスそのものは危険じゃないのだ、火をつければつくといふ危険があるという話だから、具体的にどういふ事故があったのか、今大臣のお話だと、十何人か死んでおるといふことですが、この死んだ者も、火災が起きて死んだのか、ガスの直接の害毒によつて死んだのか、危険だといふ内容は一体どういふ危険なのか、そこをこの際はつきり伺つておきたいと思つたわけですが。

それからなお、プロパン・ガスについて、先ほど製造工場あるいは製造量のこととは承りましたが、一体今全国で

何軒ぐらゐ販売している店があるのですか。

○吉岡政府委員 先ほどちよつと申し上げ方が悪かつたかと思ひますが、火災によりまして死傷者を出しておるといふ事件もございまして、ただメタン・ガスと違ひまして、ガス自体には毒性はないわけでございます、ガス中毒というふうな関係はないのでございまして、火災が原因になりましたり、あるいは急激に噴出した関係でやけどをする、こゝより関係のことでございます。

それから販売業者の関係は、全国におきまして約二万二千ございまして、しかしこれはプロパン・ガス以外の一般の高圧ガスをとり扱つておるわけでございます。総数にいたしましては、その程度の販売業者があるわけでございます。

○小平(久)委員 その点はそれくらいにして、次に取扱ひ主任者の制度ですが、これはもつぱら経験によるものでありますが、何年間の経験とか、そういう必要な条件があるわけですか。何もそういうことはなくて、ただ要するに届け出ればよろしいといふことでありますか。

○吉岡政府委員 従来生産の段階におきましては、先ほどちよつと申し上げましたような作業主任者という制度がございまして、これに対しては国家試験を実施いたしまして、その合格者でなければこれに従事できないといふことにしておるわけでございます。しかし今回販売業者に設けようとしております取扱ひ主任者は、特に先ほど申し上げましたように、プロパン・ガス等におきましては、この普及がまだきわめ

で最近のことでございますし、またこれが危険度等を考えますれば、生産者に要求するほどの専門知識と申すよりは、ある程度の経験、知識と、むしろ災害防止に対する熱意を今後いかにして訓練していくかという点が相当の重点になるというふうな点が相対的の重けでございます。それらの点から考えまして、現在のところ大体二年程度の経験と、それからある程度の学識と申しますか、それを要求することにいたしましたと思ひますが、この点につきましては、なお先ほど申し上げました高圧ガスの保安審議会等の意見も聞きまして、省令等をもつて定めたいと思つております。ただいまのところ、その程度に考えております。

○小平(久)委員 その際において、液化酸素消費者の場合とプロパン・ガスの販売業者の場合、これは大体同じような条件でお定めになる御意向でしょうか。

○吉岡政府委員 液化酸素の消費者は、先ほど申し上げましたように、相当大規模の工場でございます、消費者とはいひながら、そこで液体で運んで参りましたものをボンベに詰めかえますとか、あるいは一定の貯蔵施設を持つといふような関係がありますので、これにつきましては、相当程度の技術水準を要求しなければならぬのはなからうか、かように考えております。プロパンの販売関係につきましては、先ほど申し上げましたような程度で十分ではなからうかと考えております。

○小平(久)委員 最後に、今度の改正案によりまして、作業主任者、その中の第三種の冷凍機械主任者ですか、その

の試験を知事に委任するということがありますが、そのようになりますと、これは各県で試験をやる場合に何か一定の基準というか、標準というか、そういうものを各県にでも示しておいて試験をやるというところになるのかどうか。と申しますのは、各県で思い通りに、ばらばらにやるというところになると、受験者からいへば、県によつてむづかしい県とやさしい県ができるのではないかと。たとえば今自動車の免許の試験なども、聞くとところによると、県によつてむづかしいところもあるし、やさしいところもある。こゝよりいふようなことも聞きますので、知事にまかせるといふので、その点を承つておきたい。と同時に、ある県で試験に受かつたという場合に、それはほかの県へいってでも使えるのかどうか。自動車の免許証などは使えるようだが、そういう点も参考のために承つておきたいと思ひます。つまり全国共通かどうかといふことです。

○吉岡政府委員 ただいま御指摘の点はまことにごもつともであると思ひます。冷凍機械の関係は比較的危険度も低い。また地方庁におきまして、これは現行の取締法は昭和二十六年でございまして、大正十一年ごろから、元の内務省当時からこれが取締りをやつておりますので、相当の経験者もおりますし、さういふ関係で比較的危険度の低いものの試験を地方に移譲するといふことにいたしましたわけでありまして、お説のように、出題とか採点の基準は本省におきまして専門の先生方にお願ひいたしました十分調整をとつて参ります。

なお、従つてある限で合格いたしました場合には、全国共通の効果をもち、このようにいたす考へでおるのであります。

○小平(久)委員 今のことと関連して……一たん試験に受ければ、それはもう一生効果を持つのですか。自動車などは何年かに切りかえするようだが……。

○吉岡政府委員 原則として一生効果を持つというところですが、この法律に違反いたしましたような場合には、場合によつて返納を命ずるというところに規定いたしておるわけでございます。

○小笠委員 長代理 内田常雄君。

○内田委員 私はずっとこれからの審査を促進する意味で、ただいま議題となつております中小企業信用保険法の一部改正案につきまして、その運用についてごく簡単に御質問したいのであります。どうも私はしろうとでよくわからないのでありますが、信用保険とは別に、信用保証協会による信用保証があるわけでありまして、たとえば中小企業が百万円くらいの金を借りるのに、信用保険の方で参るといふ手と信用保証協会の保証の方で参ると、今の法制上両方あるわけですが、大体何を保険によらせ、何を保証協会の保証によらせるのか、中小企業庁の一般方針を簡単に承わりたいと思つてます。

○佐久政府委員 信用保険という方は国が保険をする建前で、それには四種類ございまして、信用保証協会というのは国の保証というのではなく、民間機関の中小企業に対する保証で、性格が少し違つておるわけでありまして、

○内田委員 性格が違つてゐることはわかるのですが、要するに中小企業者に対して金融機関が金を貸し出しやすくなるわけでありまして、保証があり、保険がありとやたらに複雑にしたのでは利用者が迷うわけでありまして、この制度をお作りになるときに、たとえば長期の貸付については信用保険でいく、短期の貸し出しについては信用保証協会であるというように、これは信用保証協会法という法律があつて、法律で公認しておる団体でありますから、そういうことがないと、保険に入つていふやら保証協会の保証を求むべきかわからない。さらにまた、おそろく保険料率、保証料率は同じではなく、安い高いがあると思ふのですが、今言うより法律上の性格だけ違ひがあつて、両方やり方があるのですというところでは、金を借りる人が好きな方を選びなさいということだけで、ただ制度を複雑にしたことになるのであります。秋山君からでもけっこうです。秋山君からでもけっこうです。秋山君からでもけっこうです。

○秋山説明員 お説きことにござつてもございまして、実は信用保証制度と申しますのは、沿革的に見ますと非常に古い制度でございまして、昭和十二年に東京府と東京市と合議の上で共同で地方的に始められた、発生そのものはいわば需要に応じて出た自然的なものであつたわけでありまして、従つて戦前には数県がそれを実施しておつた程度でありまして、戦後非常に中小企業の金融が苦しいということから、ほとんど全国に普及いたしまして、次いでたしか昭和二十八年であつたと記憶しますが、信用保証協会法という法律を設けまして、この制度を法的に保証すると申しますか、裏づける措置をとつたわけでございます。一方信用保証制度の方は、戦前にありました類の制度を求めますれば、金融機関の中小企業融資に対する損失補償制度、これも実は古い沿革はございまして、これもいづれにいたしましては制度そのものとしては、いわば災害等の場合、たとえば大正十二年の震災でありますとか、昭和二年のパンニックでありますとかというやうなとき、いわば臨時措置としてそのつど特別の法規を設けて政府が実施したというやうな沿革を持つたものでありまして、これが継続的に中小企業金融の裏づけ措置、いわゆる信用補完措置として取り上げられましたのは、戦後の昭和二十五年でございまして、従つて沿革も違ひますし、実はねらつてゐるところも違ひます。同時に、ごく概括的に申しますと、信用保証は当初六カ月以上の貸付に對してのみ適用しておつたのでございまして、一般の金融情勢から見てこれは長きに失するということ、昨年改正いたしましてこれを三月月に短縮いたしたわけでございます。一方信用保証の方の全国の実績を見ますと、この保証期間の実績が大体四、五ヶ月というところになつておるのであります。最近こそやや重複したやうな形になつておりますけれども、少くとも従来の考え方は、中期あるべきは長期のものは大体保険の対象たるべきもの、それから短期の場合は、保証の対象たるべきものというふうな考えられておつたわけでありまして、

○内田委員 よくわからなかつたやうな点もありますが、さうでありましたらば、できるだけ指導方針を業者に徹底するようにはつきりさせて、こういうものは保険の方でめんどろを見る、こういうものは保証協会の方でめんどろを見させるというをはつきりさせていたいただきたいと思つてます。なぜ私がそういうことを言うかといふと、今度の改正案は保証、保険の問題でございまして、中小企業者が金融機関から金を借りる際に、信用保証協会の保証を受ける、そして保証料を払う、そしてその上に保証協会がまた保険に入る、そしてまた保険料をだれが払うかわかりませんが、中小企業者がかぶるやうなことで、二階建、三階建になつておりますから、どのつまりは、午前中も議論が出ましたやうに、中小企業の金利そのものが高い。保証料をとられ、保険料をとられといふことで、繁文縟礼、金利負担を増高するだけになりはせぬかということを中心配をいたすからであります。その点の御説明と、それからそれにまた関連して今回の保証協会の改正点であります。これは保証協会に對して保証を受けて、保証料を払い込んだ場合には、今度は金を借りる方の中小企業者は、保証協会だけの負担が出るものかどうか。つまり中小企業者の方としては、保証保険によつて負担が増高しないやうな仕組みになつておるかどうか、お尋ねいたします。

○佐久政府委員 保証料なり保証料が普通の金利の上にかぶるために負担がふえるという心配はお説の通りであります。その点も考えまして、今度の改正では料率もかなり思い切つて、保険基金に穴があいたり何かしない限度

で十分考えたつもりであります。また保険料を借りた者に負担させるということはないつもりであります。

○内田委員 ただいまの佐久長官からのお話で、保証保険の場合は、その保険料は保証協会がかぶつて、中小企業者自体には何らかかるところはないという話でございまして、私はその通りであること願つております。あるいは調べてみたら違つておつた、やはり利用者の方にも負担がいくということであつたならば、また他日の機会にお取り消しになるなり、再説明を願ひたいと思ひます。

もう一点お尋ねしたいのは、今回新しく包括保証保険というものを御創設になるのであります。これをやれば保証協会がやつておる小口の個別保証保険というものは要らなくなる。いたずらに制度を複雑にして、さつき秋山君から御説明があつたやうに、いろいろな保険があるということですが、あまりいろいろな方がよい。中小企業者はとても理解力がありませんから、二十万円以下の借り入れをする場合には、それはもう自動的に今度の包括保証保険に入つてしまふということであつて、あつちこつち選択しようと思つても料率が違ひます。今度の包括保証保険は保険料率が非常に安くされておるやうであります。小口の保証保険の方は包括保証保険よりもはるかに料率が高い。私はこれは安くした方がよいと考える。小口の方を残しておく必要はないのじゃないか、一緒にしたらいんじやないか、この点はいかがです

○佐久政府委員 それは一緒にしたらという議論もないことはないと思うのですが、場所によっては非常に事情も違っておりまして、選択の余地を十分残しておいた方が実情に合うのじゃないかという考えのもとに二つを置いたわけでありまして。

○内田委員 その点は実情に合うかどうかはやってみないとわかりませんが、ほんとうに実情に合せられるように、もっぱら包括の方でいけるようでしたら、繁文縟礼の方はおやめになるのがよくはないかと思ひます。

それから、これは全く法文の技術的な用語であります、指定法人という用語を盛んに使っておりますが、この指定法人は信用保証協会の方だけのことであります。ほかに何か政府が指定される御用意でもあつて、わざわざ信用保証協会という言葉を使わないで、われわれ国民にわかりにくい法律上の指定法人という用語をお使いになつたのかどうか。もしほかになければ、信用保証協会とはっきり書いて、信用保証協会の地歩を確立させたり、理解をしやすくした方がよいと思つて御質問をいたします。

○佐久政府委員 指定法人というのは、保証協会だけのことでありまして、保証協会だけであれば、そういうふうにして書いた方がわかりやすいというものは、私も同感でして、実はそうするつもりがあつたのですが、手続上ちょっとミスをしてしまつて、申しわけない次第であります。

○内田委員 中小企業金融とか信用保険のことは、私も実はいろいろ掘り下けて勉強してみますと、今のミスだけ

ではなしに、ほんとうはいろいろなミスがあるように思ひます。けれども、私は与党委員でもございまして、激励だけを申し上げて、かつまた与党の委員からも質疑打ち切りをするような方向にいくために、質問を簡単にしろというお話がありますから、私は一応これでこの件は取りやめまして、法律の成立に賛成をいたす次第であります。

○小笠委員長代理 阿左美廣治君。阿左美委員 私、ちやうど大臣が見えなくなつておりますので、二、三大臣に質問をいたしたいと思ひます。

私は中小企業に対しては、かねがねからいろいろの施策も考へていっているのですが、中小企業に対する対策というものは、実際にこれを實行せんとするとなかなかむずかしいのであります。結論においては、なかなかその施策が見出せないといふことになるのであります。結局は、中小企業に対してはその運営資金をたやすく出してやる、またその利息を安く使わせるといふ以外には、どうも中小企業に対する振興対策はないと思つております。そういう点から考へてみますと、中小企業に対する運転資金をもう少し容易にこれを繰りよることを考へなければならぬと考へておりますが、なかなかそういう段階に参りませんが、今回利率を引き下げる、利息を引き下げる、といふことも、われわれ中小企業の唯一のたよりになるところの金融機関は商工中金でございまして、その商工中金の金利が、現在のこのままでございますと、とうてい一般市中銀行並みの金利には、コスト関係でこれは中金としてもいかなないのであります。そこ

で今回政府の計画せられました中金に對します十億円の増資でございまして、この利率もやはり年六分五厘なんです。こういうようなことになりましたと、中金といたしましては、金利の引き下げは困難だと思つて、やるといたしたとしてもきつめて徹々たることしかできないと思つてあります。こういうような点を考へますと、何とかわれわれは中小企業に對するところの対策をもう少し積極的に立てなければならぬと思ひます。そこで午前中いろいろ同僚内田委員からも質問がありました、中小企業金融公庫の方は非常に立場がよろしい、また一部は政府の無利子の資金である、一部はやはり六分五厘であるといふようなことから考へてみますと、これを平均いたしますと三分二厘五毛、きつめてコストが案であります。安いのでございます。こういうような点で中小企業金融公庫の貸し出し利率は九分六厘であるが、これはいわゆる委託代理店を經營いたしますから、そこに手数料を払うといふことになりましたが、内田委員がいろいろ申されましたが、その手数料は大体において四分三厘支払つてゐる。そういうことになりまして、そういう手数料を払うならばむしろこれを中金の方に、現在のようになんてこれを中金の方に、現在のようにトネル融資でなく、直接政府が中金にこれを融資したならば、そういう手数料は支払わなくていいのじゃないか。そういうようなことからいいますと、手数料を差し引きますと、中小業者は五分三厘で貸し付けもできるのじゃないかと考へますが、この点に對して大臣はどう考へてなつておられますか。今後ともあくまでこうい

うような扱いにおいてこれはおやりなさるといふようなことになっておりますか。しかしこれは数字的にいいますとも明らかでございまして、これをトネル融資でなく、直接中金の方にそういう融資をするならば、中金といたしましては金利をもう少し大幅に引き下げることでございまして、この点に對して大臣の御所見を伺いた

い。○石橋國務大臣 御説ごもっともと思ひますが、この前も申し上げましたように、中小企業者の金融についてはいろいろむずかしい点があるが、なお一つ制度その他について研究しないといふけないと思ひます。御承知のように商工中金といふのはつい最近までは何かいささかまづ手扱いされておつたやうなことで、非常に高い金を使ひ、従つて高い利息を取る。それに対して中小企業金融公庫といふものができた。これをすぐに一緒にして果していいかどうかといふことは、通産省でもかねがね問題にして研究してゐるのであります。また実は結論に達しない。大体現在においてはいきなりこれを合併して必ずしも中小企業者のために利益にならない。やはり現状においては二つ置いた方がよいのじゃないかといふこと、今年また来年においても同様な方法をとり。しかしそうかといつて商工中金の金利があまりに高いことも困りますので、そこでいろいろの御批判もありまして、とにかくさしずめ十億円の六分五厘の金を商工中金に回すようにする。

「小笠委員長代理 退席、委員長着席」そのほか指定預金等も、大蔵省のかね

がねの方針では急速に引き揚げるといふような方針であるのであります。これもさう急激な引き揚げをしないといふようなことにしまして、とにかく三十一年度においては幾らかでも商工中金の金利を下げよう、われわれの希望のようには下りませんけれども、若干金利は下げられる見込みでやつておるわけ。そういうことでなお一つ皆さんの御意見も十分伺つて、この金融問題について——金融問題だけじゃありません、中小企業をどうするかといふことは事実大問題であります。実は各方面からいろいろ議論があるけれども、なかなか名案がないといふわけでありまして、しかるべき方法によつて實際タッチされてゐる皆さんの御意見を伺つて、なお一つ今後検討したい、こゝろ思ひます。

○阿左美委員 私はこの前の委員会におきましても大臣にお伺いをいたしましたのでございまして、そのときも大臣からいただいたような御説明をいただいたのでございまして。どうしても私は中小企業に對するところの一つの解釈をいたしましては、金融を容易ならしめるといふ以外にはないと思つてゐます。そういうことからは考へてみますと、中金と中小企業金融公庫といふものを合併いたしまして、どうして中企業対策といふものを充實するほかには道がないのじゃないか、こゝろふうに考へます。しかし大臣のお考へをいたしても、それはかえつて窓口を狭めることになる、二つの口があつてかえつて都合がよろしいので、一つにしてその二つの資金がその窓口から出るか出ないかといふことも疑問であるし、

それは大いに考える必要があるという
ような御答弁をいただいております
が、しかしこれは政府がやらんと欲す
るならば決してできないことではないと
思います。現在のような中小企業に対
する消極的の対策というものが、今後
継続せられるならば、中小企業とい
うにしても、これは非常な重大問題
じゃないか、こういうふうな考えま
すので、これは今どうこうというわけ
でも参りますまいが、どうか将来を考
えて、中金と中小企業金融公庫とい
うものを合併をし、そして一本の金
融機関にしてこれが積極的に進むよう
に運営していくという方法を考えて
ひとつも考えを願いたいのでござい
ます。しかしそれは今そういうふうに申
し上げても、直ちにということとは
どうかと考えられます。ただお願いを
いたしたいことは、先ほど午前中内田
議員からもいろいろ御意見がありま
したが、中金に対して今回の十億
円の融資でございまして、これが九分
六厘ということになっておりますが、し
かしこれをトンネルでなく直接貸しに
するならば、これは数字の上からい
きまして四分三厘というものを代行店
に支払っておるのでありますから、そ
れを支払わないことにして直接に貸
しますれば、五分三厘で中金に十億
円の融資ということはできることにな
ると思ひますが、何ゆゑに九分六厘に
しなければならぬか。またこれは運営
の上からいきまして五分三厘にでき
ると思ひますが、それに対しては
どういふふうにお考えになっておりま
すか。

○石橋國務大臣 実はそういうふう
に考えるよりも少し簡単に考えたので

ありまして、結局直接に商工中金へ運
用部から資金がいはば、これは六分五
厘になる。ところがそれはいいか
いまいか、ただ、いわば悪い言葉かも
しれませんけれども、中小企業金融公
庫の名前を借りて六分五厘の運用部の
資金を商工中金に付けるというだけの
考えでございまして、中小企業金融公
庫から商工中金へ融資をする、こうい
う考えで出たものでないものですか
ら、従つて六分五厘トンネルというこ
とになつたわけでありまして。

○内田委員 関連して通商産業大臣に
二、三の点を伺いたい。今の阿左美委員
の御質問に関連いたしまして、私はこ
ういふことを考えるのでございまして、
商工中金は今までもそうでありま
すし、また今後ともそうでありま
す、また商工中金債というものを発行
して大部分の資金を集めておるわけ
でございまして、ところがこの商工中金
債に対しては、政府は何らの特典を
与えておりません。従来は政府の財政
投融資として資金運用部で商工中金
債を引き受ける際に、マッカードサ
ー時代の古い、ドッジ博士で、その
墨付きを持ち出して、一般の市中金
融機関の引き受ける条件と資金運用
部の引き受ける条件とを違へてはなら
ぬといふことを、まことに千年のお
きで、よく考えられまして、市中と同
じ条件で商工中金債を引き受けな
かつた。従つてノミナル・レート八
分五厘といふことでございまして、他
の政府関係金融機関その他の機構に資
金運用部資金が流れ出します場合は六
分五厘あるいはそれ以下の条件があ
るかかわらず、商工中金が八分五厘
といふひどい目にあわされてきたわけ

であります。ところがごく最近、ことに今第
二十四国会あたり提出されてお
りましてもうの法律案を見ますと、政府
保証といふことが大へんはやつて参
りまして、つい日本の本会議でも可決
されました東北興業株式会社のよう
な、通つてしまつたから少し悪口を
言うてもいいかも知れませんが、はな
はだ怪しげな特殊会社は東北六県
の公共団体のみならず民間資金が入
つてゐる、この点は商工中金と同じ
うなものであります。かような東北
興業のような、政府保証をしても果
して立つたかたぬかわからぬような東北
興業債に対して、新しく元金及び利
子の支払い保証を政府提案として、法
律の改正を御提案になつてゐるので
あります。そのほかに三十一年度の予算
総則を見ますと、すらすらと十ばかり
新しくいろいろな政府出資関係の法人
を拾ひ出して、その全部について
元金及び利子の支払いの保証の制度を
するといふ約束をいたすと同時に、そ
れぞれの法律の改正を試みてゐるの
であります。なぜ政府は商工中金にだ
けはさうな恩典をお与えにならな
いのか。これは金融に關係ある常識を
持っているものといひましては、政府保
証がございまして必ずその金利の三厘
や五厘は市中引き受けの条件がよく
なつて参ります。それだけ商工中金の
資金コストは低くなりまして、また発
行も容易になるわけでありまして、東
北興業あるいは日本航空、道路公団、
住宅公団、比々みなしかりであります
が、これらのものには元利保証をする
のに、なぜ商工中金については元
利の保証という点を大臣は大蔵省なり

力があるように見え思ふのでありま
す。それはともかくといたしまして、
ちやうど資金課長がおられますが、大
蔵省の方から見た御見解を、資金課長
ではもの足りないのではあります、大
臣になつたつもりで一つ御説明を願
いたいと思ひます。

○堀口説明員 さつきからいろいろ御
質問があつたのですが、運用部の方の
建前といたしましては、午前中に山手
政務次官からもお答えがございました
ように、今の資金法の七条で運用の対
象を列挙的に相当しつておりますし、
現在の資金量が割合に少い時代にお
きまして、あれを非常に広げるとい
うわけにも参りませんし、そういう意味
で資金法自体の根本的な考え方を変
えずに、商中のそういう金利の高い面
を何とか少しでも漸進的に変えてい
きたいといふことで、一応臨時的な考
え方といたしまして、法律の抜け穴と
言つては語弊がありますが、現在の法
律の建前上金融公庫の方を通じて六
分五厘の金を出すということになつ
たわけでありまして。

○内田委員 法律は生きものである
から、法律をお直し下さればよいの
です。また資金量が少いといひまし
ても、資金運用部資金法の七条とや
らに、いかにわしいと申しては何で
ありますけれども、そんなものを入
れるなら当然商工中金を入れた方が
ましなもので、つまりそれ以下のか
なり変な関係の法人も新しくお入
れになつて、苦しい金を供給なさつ
ておるといふことを見ますと、どう
も商工中金といふよりも中小企業
者といふものを冷淡視してゐるの
ではないか。午前中にも私は申し述
べたので

あります。ところがごく最近、ことに今第
二十四国会あたり提出されてお
りましてもうの法律案を見ますと、政府
保証といふことが大へんはやつて参
りまして、つい日本の本会議でも可決
されました東北興業株式会社のよう
な、通つてしまつたから少し悪口を
言うてもいいかも知れませんが、はな
はだ怪しげな特殊会社は東北六県
の公共団体のみならず民間資金が入
つてゐる、この点は商工中金と同じ
うなものであります。かような東北
興業のような、政府保証をしても果
して立つたかたぬかわからぬような東北
興業債に対して、新しく元金及び利
子の支払い保証を政府提案として、法
律の改正を御提案になつてゐるので
あります。そのほかに三十一年度の予算
総則を見ますと、すらすらと十ばかり
新しくいろいろな政府出資関係の法人
を拾ひ出して、その全部について
元金及び利子の支払いの保証の制度を
するといふ約束をいたすと同時に、そ
れぞれの法律の改正を試みてゐるの
であります。なぜ政府は商工中金にだ
けはさうな恩典をお与えにならな
いのか。これは金融に關係ある常識を
持っているものといひましては、政府保
証がございまして必ずその金利の三厘
や五厘は市中引き受けの条件がよく
なつて参ります。それだけ商工中金の
資金コストは低くなりまして、また発
行も容易になるわけでありまして、東
北興業あるいは日本航空、道路公団、
住宅公団、比々みなしかりであります
が、これらのものには元利保証をする
のに、なぜ商工中金については元
利の保証という点を大臣は大蔵省なり

力があるように見え思ふのでありま
す。それはともかくといたしまして、
ちやうど資金課長がおられますが、大
蔵省の方から見た御見解を、資金課長
ではもの足りないのではあります、大
臣になつたつもりで一つ御説明を願
いたいと思ひます。

○堀口説明員 さつきからいろいろ御
質問があつたのですが、運用部の方の
建前といたしましては、午前中に山手
政務次官からもお答えがございました
ように、今の資金法の七条で運用の対
象を列挙的に相当しつておりますし、
現在の資金量が割合に少い時代にお
きまして、あれを非常に広げるとい
うわけにも参りませんし、そういう意味
で資金法自体の根本的な考え方を変
えずに、商中のそういう金利の高い面
を何とか少しでも漸進的に変えてい
きたいといふことで、一応臨時的な考
え方といたしまして、法律の抜け穴と
言つては語弊がありますが、現在の法
律の建前上金融公庫の方を通じて六
分五厘の金を出すということになつ
たわけでありまして。

○内田委員 大蔵省の資金課長もお
られますが、これは大臣の決心の問題だ
と思ふ。今日次期総裁にまで選ばれ
るようなことが新聞に出ておられます
と申します。しかもかつては大蔵大臣
と申された方でありまして、ほんとう
におやりになるつもりでかようなこと
をお申し出になれば必ずできなければ
ならぬ、かように思ふのであります
が、まあ大臣はあるいはほかにい
う大へんなこともございまして、し
かしあれやこれやの兼ね合いで、お
やりになつておられると思ひまして
御同僚に申し上げます。ただ前回の
国会以来少しもよかれと思つて法律
案を出しなかつたと思つては、あれ
もこの前、十億圓を、しかも配当を
もらつた前、商工中金に出資するとい
ふような法律案でありまして、われ
われ議員がけしからぬといふこと
で、寄つてたつて劣後株にして、当
分分配するものでないといふこと
に直したわけでありまして、大臣の
御心配より保守党を

力があるように見え思ふのでありま
す。それはともかくといたしまして、
ちやうど資金課長がおられますが、大
蔵省の方から見た御見解を、資金課長
ではもの足りないのではあります、大
臣になつたつもりで一つ御説明を願
いたいと思ひます。

力があるように見え思ふのでありま
す。それはともかくといたしまして、
ちやうど資金課長がおられますが、大
蔵省の方から見た御見解を、資金課長
ではもの足りないのではあります、大
臣になつたつもりで一つ御説明を願
いたいと思ひます。

○堀口説明員 さつきからいろいろ御
質問があつたのですが、運用部の方の
建前といたしましては、午前中に山手
政務次官からもお答えがございました
ように、今の資金法の七条で運用の対
象を列挙的に相当しつておりますし、
現在の資金量が割合に少い時代にお
きまして、あれを非常に広げるとい
うわけにも参りませんし、そういう意味
で資金法自体の根本的な考え方を変
えずに、商中のそういう金利の高い面
を何とか少しでも漸進的に変えてい
きたいといふことで、一応臨時的な考
え方といたしまして、法律の抜け穴と
言つては語弊がありますが、現在の法
律の建前上金融公庫の方を通じて六
分五厘の金を出すということになつ
たわけでありまして。

○内田委員 法律は生きものである
から、法律をお直し下さればよいの
です。また資金量が少いといひまし
ても、資金運用部資金法の七条とや
らに、いかにわしいと申しては何で
ありますけれども、そんなものを入
れるなら当然商工中金を入れた方が
ましなもので、つまりそれ以下のか
なり変な関係の法人も新しくお入
れになつて、苦しい金を供給なさつ
ておるといふことを見ますと、どう
も商工中金といふよりも中小企業
者といふものを冷淡視してゐるの
ではないか。午前中にも私は申し述
べたので

力があるように見え思ふのでありま
す。それはともかくといたしまして、
ちやうど資金課長がおられますが、大
蔵省の方から見た御見解を、資金課長
ではもの足りないのではあります、大
臣になつたつもりで一つ御説明を願
いたいと思ひます。

ありますが、通産省の方は中小企業の組織化——この組織化を促進するためには、いろいろ作文や、お話によりま

す、やはり表面上は金融の面も組織的金融といふことになるわけでありま

す。ところが大蔵省の方は、腹の中で

はきつと中小企業者あるいは中小企業協同組合といふものをかいいと思つ

ておられるのかもしれないと思つておられるのかもしれないと思つておられるの

かもしれないと思つておられるの

かもしれないと思つておられるの

かもしれないと思つておられるの

かもしれないと思つておられるの

かもしれないと思つておられるの

かもしれないと思つておられるの

という見地から考へてもらわなければならぬことであると思ひます。

それはそのくらいにいたしまして、先ほど同僚阿左美委員から大臣に御要

求のありました点につけ加えて申しま

す。要するに阿左美さんの大臣に

対する明確な答弁を要求しておる点

は、こゝからいふ点であると思ひます。つ

まり今度の十億円を金融公庫から商中

に回すといふことはけつこうなことで

あります。それを六分五厘といふ資

金運用部資金法によつて、そのまゝト

ンネルで回すといふことは、何らそう

いふことは法律にも約束されてい

ない、だが考へたか分らぬことじや

ないか、要するに政府は金融公庫に金

を入れまして、こゝしは御承知のよう

に百四十五億円入れるのです。そのうち

の十億円を商中に貸すのであります

が、一たん金融公庫の金になります

と、金融公庫の資金コストといふもの

は決して六分五厘ではないので、阿左

美君も指摘されておられますように、半

分はただの政府出資が入つておるま

から、平均資金コストは三分二厘五毛

であります。従つて金融公庫の金を商

中に貸すとおつしやる以上は、金融公

庫の資金コストの平均率でお貸しにな

るのが当りまえではないか、つまり六

分五厘じやなしに、三分二厘五毛で今

度の法律による十億円を商中金に貸

してしかるべきではないか、一歩ある

いは十歩譲りましては次のようなこと

が言える。すなわち金融公庫といふも

のは今自分で貸し出せば九分六厘で貸

し出せるのであります。その中には四

分三厘といふ代理店手数料が入つてお

りますから、金融公庫のふところに入

つてくる金は九分六厘マイナスの四

分三厘であります。従つて少くとも十歩

百歩を譲つても五分三厘でこの十億円

を商中金に回してやつても中小企業

金融公庫は何らの損はないじやない

か。もし自分で貸すとしたならば、中

小企業金融公庫のふところへ入つてい

くのは五分三厘であります。そこ

で大臣の親心をもう一歩二歩お進め下

すつて、幸い今回の法律案にはこの十

億円の条件が何も書いてございませ

ん。政令で定めるとも書いてございませ

んから、十億円回すことも大いにけつ

こう。そこで貸す条件としては、これ

を三分二厘五毛で貸すか、あるいは五

分三厘で貸すかといふことでおきめを

いただけないか。そうするならば、お

そらくここに商中金の理事の方もお

見えでありましようが、その金にはで

きればひもぐらいつけて、そうして中

小企業金融公庫と同じような条件、九

分六厘なら九分六厘で貸すことができ

るかもしれせん。かたがたその商工

債券の引き受け条件もすでに一回改善

されましたが、来たる四月からはさら

に改善の兆が見えておりますから、商

工中金の方の資金コストもずつと下つ

て、石橋さんの大臣御在任中に、商工

中金の資金コストは一割以下になると

いうことで、国民はさすがは石橋通商

産業大臣であるといふことも相なる

わけだと思ひますので、ぜひ三分二厘

五毛で貸すかあるいは五分三厘で貸す

かといふことも、なるほどごもっとも

な考え方である、あるいはうちへ歸つ

てよく相談をしようといふ御返事を期

待するわけでございますが、いかがで

ございまいしょうか。

○石橋國務大臣 商工中金の金利をで

きるだけ下げたいといふことは、前に

も申し上げた通りで、商工中金の債券

の発行については、今市中金利の下つ

たことに応じて引き下げ得るような方

策を何とか講ずるようになつてい

る。大蔵大臣と相談しております。です

か、できないことではあります。そこ

で、できないことではあります。そこ

で、できないことではあります。そこ

で、できないことではあります。そこ

で、できないことではあります。そこ

で、できないことではあります。そこ

で、できないことではあります。そこ

で、できないことではあります。そこ

で、できないことではあります。そこ

で、できないことではあります。そこ

で、できないことではあります。そこ

で、できないことではあります。そこ

で、できないことではあります。そこ

で、できないことではあります。そこ

で、できないことではあります。そこ

蔵省の方とよく御相談を願ひまして実施されるようにお願いいたします。私の質問を終ることにいたします。

○神田委員長 次は中崎議員。

○中崎委員 先ほども要求しておいたのではありませんが、大蔵関係の相当偉い人でないと、相当問題がありますので、私の偉い人というのは最高の権限を持った人であるということをはっきりしておきたいのであります。

○神田委員長 中崎君にお答えいたします。御要求の資料はもうすぐお手元に配付ができると思います。

それから御要求されました政府委員は、今大臣に交渉いたしております。政務次官は参議院の決算委員会に前約で出ておまして、どうも動きがつかないようであります。理財局の堀口資金課長、銀行局の加治木特殊金融課長が参つておりますので、一つこの辺で間に合つておるのを流行願ひたいと思ひます。銀行局長も理財局長も病気で休んでおりますから……

○中崎委員 私の申したいのは、最低局長でない、ただ単なる一課の所管事項だけを聞いておるわけではございませんので、相当責任のある答弁を要求しておるのです。従ひまして私の質問しますのは全部といつていくらい大蔵省の最高の施策に關係ある問題でありますから、私はまず第一に大蔵大臣の出席を要求したのであります。この点につきましては大蔵大臣なかなか忙しう見えませんが、一面においてあまり通達行政の中の中小金融についてはわれわれから見ても深い関心がないのじゃないかというふうな気持もするのであります。至つて不勉強で、この

委員会にもいまだほとんど出席しないという状態でありまして、この重要な法案を審議する段階でもありますから、大蔵大臣の出席を一つ委員長から特に督促御懇望をお願いしたいと思ひます。

○神田委員長 承知いたしました。

○加藤(清)委員 午前中の質問が時間の關係上留保になっておりますので、私は午前中に引き続いて承わりたい。ほんの少々点の一つで明確にお答え願ひたいと思ひます。午前にも申し上げましたが、第一に中小企業金融という問題につきましては、大体この法律通り実行されていないという問題が一つ。それから貸し出しを容易にしても安くしてもらいたい。貸し出しの量、つまり扱い金額の増をふやしてもらいたい。これがもう中小企業者の一斉に言うところでございます。そこで先ほど内田委員から法律の内部からなめてお尋ねになりましたので、私はこれを外部からなめてお尋ねしたいと存じます。

まず第一点は農林中金、大臣さつきあなたは農林中金と農林漁業金融公庫との區別がごつちやになつていたようですが、そうじゃないのです。私の質問は農林漁業金融公庫と中小企業金融公庫との比較において、比較にならないほど、金利の点においても期限の点においてもあるいは金額の点においても大きな相違がここにございます。これは一体どういふ点から生じてきているか。それを直す気があるのか。直すとするならばいつの時期に直すか。こういうふうに私は事こ

まかく御質問したのでありますが、それがまだ十分答えられておりません。そこでその点をまず一つお答え願ひたいのでございます。

○加治木説明員 農林漁業金融公庫の金利が、かつて補助金から変わったもの等を内容といたしまして、多分に政策的な金利といひますか。そういう性質のもので、必ずしも原価計算的に金利水準がはじかれたものではないのであります。しかしもちろんそういう金利を前提として、独立採算可能なようになつては出資の量をふやすというふうな貸出金であれば六分五厘、出資であればもちろん金利はとらないわけでありまして、中小公庫とその意味において同じ条件であります。が、現実的に出資の量をふやすということ、そういう安い金利でも採算がとれるようにやつておつたのであります。ところが最近御承知のような情勢でありまして、出資に多くを仰ぎ得ないようなことになりまして、現在では出資と貸し出しの割合は中小公庫と農林漁業金融公庫と大した差は出ておりません。従ひましてこれと同じような状態が続いた場合に、農林漁業金融公庫が果して採算がとれるかという問題はこれから出てくることになります。その点には触れないことといたしまして、もう一つの点は、御指摘になつたと思ひますが、代理店手数料は九分六厘の四〇〇程度でありますから、中小公庫の場合には手取り三分七、八厘になると思ひます。甲と乙とを平均いたしました、乙の方がずっと安くなります。それから農林漁業金融公庫は平均しますと一分八厘くらいになつておると思ひます。これは扱い金額の多寡によつ

て、たとえば三千億以上ですと一分、それから平均しますとちやうど二分前後になつております。これはわれわれの方で適正な手数料というのをはじいてみたのであります。農林漁業金融公庫の資金を扱う場合と中小企業金融公庫の資金を扱う場合とは、適正手数料をはじく場合に若干条件が違つておるのであります。一応中小公庫の場合は、甲種だけをとりまします。甲種は代理店のリスクの負担、保証割合が八割であります。中小公庫は従つて二割ということになります。ところが農林公庫の場合は全然逆であります。農林公庫の負担割合が八割で代理店の方は二割であります。従つて、手数料の中には当然代理店のリスク負担も含まれておるわけでありまして、それから、この点が違つて参ります。それから貸出総額は、中小公庫は現在最長三年、行く行くは延ばすようなことを考へておりますが、現在はそのような制度になつております。平均して二年くらゐになつております。農林公庫は平均しますと十年くらゐになつております。もちろん貸出期間を延ばすべしだといふ御意見もあるようであります。すけれども、その現状を前提にいたしますと、貸し出しは、年率に直しますと、十年に一回の経費をかける場合と三年、二年に一回の経費をかける場合とでは年率のパーセントとしては貸出経費率が下つて参るわけでありまして、従つて今申し上げたように、農林公庫の方は、代理店の危険負担部分が中小公庫の場合よりも小さいといふことと、貸し出しの経費率が年率に直しますと小さくなる、こういう二つの關係で今言つたような差が出ておるのであります。

す。われわれの方で理論的に計算いたしますと、大体今のところ権衡はとれておるというふうに考えております。

〔「名答弁」と呼ぶ者あり〕

○加藤(清)委員 そのメイ答弁のメイは少しどうかしておるメイなので、あなたはほとんど相違がないと抗弁しなされるから、私は相違があるという証拠を見せまします。まず第一に、中小企業金融公庫と農林漁業公庫の期限を調べてごらんない。法律によりましますと……これは私が岡田中小企業庁長官と……その下におられた石井振興部長と一緒に審議して作つた法律だから、もう暗唱しておるのです。そのときにどうだったかといふと、五年じゃ短か過ぎる、だから農林公庫と同じようにもう少し延ばさうじゃないかといつたら、当初はこういうことになつておいてだんだん直せばいいじゃないかといふことでそのまゝになつてきておる。最高が五年です。そして先ほど公庫の総裁がお答えになつたように、平均が三年以下なんです。ところが農林漁業の方はどうかといふと、据置期間が三年か五年です。讀んでみましようか。十五年、二十年、二十五年、十五年とずつといきまして、あなたのうちに算術平均をやりますと、平均は大体十八年余になつておる。ところが片方は据置期間のうちにもう払つてしまわなければならないという状況なんです。期間からいつてもこんなに違ひの、ハンディキャップがないなどという議論はどこから出てきますか。

それから金利を考へてみたつて、途中の操作はどうなつておるか知らぬけれども、支払う方の身になつて考へて

……

みなければいかぬ。問題は支払う方の金利が問題なのです。そこで支払いの金利は、中小企業金融公庫の場合は法律では七分五厘でよいというところになっておる。要すればそれがほとんど一割で、それにプラス・アルファがつくのです。うそじゃない。そこへ中小公庫の方が見えているから聞いてもらなさい。中小公庫の窓口で一ぺん借りてもらなさい、どういふ勘定が出るか。これは県の信用保証協会の保証をとって見えたかとか聞かれますよ。とつてこようとすると、四分五厘びんとはねられず。だから一割で足りなくて、プラス四分五厘程度になつてしまふということなのです。ところが農林漁業の方は平均七分五厘なんだから、それでもあなたはハンディキャップがないとおっしゃるのですか。具体的に言つて下さい。それでそういうハンディキャップなしで貸してくれんというのなら、あなたのことではないのですから……。あなたの答弁通りだったら何の言ひこともない。

○加治木説明員 私先ほど申し上げましたのは、かりに原価計算的にやる場合に、中小公庫と農林公庫では資金源を政府からもらつてゐる。これは原価計算からいふと大して差がないようになつておられますので、単純に算術平均いたしますと、代理店手数料が中小公庫の場合は四分くらい、農林公庫の場合は二分ちよつと切れるようなことになつておられます。この点どうしてそういう差異が生じたかということをお説明申し上げましたのです。その場合、農林公庫の方が一つは貸し出しの経費率が安くなる、というのには、農林公庫の方は六年以上の貸し出し、中小公庫の方は三年以下であります。従つて貸し出しの経費を年率に直しますと農林公庫の方が平均が下る、十年に一回、三年に一回の貸し出しの経費でありますから、十分の一と三分の一という差が理論的には出てくるわけでありまして、これは言い過ぎであります。まあそういう意味で申し上げたのであります。もう一つは、中小公庫の場合には、甲種の場合に代理店が入割保証する。ところが農林公庫の場合は入割保証は、農林公庫が負担する、代理店としては二割しか危険を負担しないわけですね。従つて、甲種だけを申し上げますと、代理店の危険率部分に相当する手数料部分は農林公庫の方が安くていいということになるわけでありまして、そういう関係で一方が代理店手数料二分程度、一方が四分程度であるというのには、大体その不均衡でない、こういう趣旨の御答弁を申し上げたのであります。

○加藤(清)委員 そこで今度は大臣にお尋ねしますが、問題は、同じような性質の政府の金が出てゐるこの両公庫が、末端に参りますと、中小企業の方はたくさん金利で払われて、農林の方は少い金利で長いこと借りられる、こういうことでございまして、それが、短くてもなお有効に使われるという短かさの程度であり、金利が、ほかの金融機関、市中銀行と比べてみてこれが安いのだという答へが出ていけばよろしいですが、その期間は中小企業者が借りた金を返却するに当つて、あまりにも短か過ぎるので非常に難渋して、中銀行と比べてみて高いという答へが出る。これに対して、何とか改善し

てもらいたいという声が出はる。従つて貸し出しの経費を年率に直しますと農林公庫の方が平均が下る、十年に一回、三年に一回の貸し出しの経費でありますから、十分の一と三分の一という差が理論的には出てくるわけでありまして、これは言い過ぎであります。まあそういう意味で申し上げたのであります。もう一つは、中小公庫の場合には、甲種の場合に代理店が入割保証する。ところが農林公庫の場合は入割保証は、農林公庫が負担する、代理店としては二割しか危険を負担しないわけですね。従つて、甲種だけを申し上げますと、代理店の危険率部分に相当する手数料部分は農林公庫の方が安くていいということになるわけでありまして、そういう関係で一方が代理店手数料二分程度、一方が四分程度であるというのには、大体その不均衡でない、こういう趣旨の御答弁を申し上げたのであります。

○坂口説明員 ただいまお話のございました金利の点につきましては、將來なるべく低くなりましように私も努めたいたと存じます。それから期限の点につきましては、午前中も申し上げましたが、原則五年でございまして、七年のものもございまして、長いのは十年のものもございまして、またこれから先、期限につきましてはさらに実情に合ったように延ばしていきたいという感じはいたしております。それから貸付の条件等につきましては、これから私ども公庫の方針としては量的の補充のほか質的の補充にも進みまして、大体御趣旨のような方向に進みたいと考えております。

○加藤(清)委員 今の答弁だけでは將來が案じられます。そこで先ほど大臣の答弁にも中小企業庁の長官の答弁にもございしましたが、商工中金も中小企業金融公庫も現在の法律の最大限を行つては、押さへつけられておるこの法律を、一そう押さへつけて、その内輪の操作をやろう、それが何と云ふか慢性的になつて、それが普通のことのように行われてゐる。いわば裏口営業が正式な貸し出しのスタイルのようになつて行われてゐる。だから先ほどのような答へが行われておるわけでございますが、將來この状態をどうしようとしていらつしやるか、中小企業の長官にも一つこの際承つておきたいのです。

○佐久政府委員 従来の関係はいろいろむづかしい状況がありました。たとえば資金源として全体的に非常に足りない。なるべくよいものに均等させようと思つて若干期間を短縮するといふような弊害もあつたと思ひます。

今後資金量もできるだけふやすようにいたしますし、貸付の期間もできるだけ長くするようにしたい、かように考えております。

○神田委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○神田委員長 速記を始めて下さい。

○加藤清委員 私は大くさん質問があります、同僚議員が早うやめておけ、早うやめておけとおっしゃいますので、なるほど待つ身のつらさというところもあるでしょうから、私はもうこの一点でやめます。やめますが、最後の一点だけはよく聞いてもらいたい。それは今日御承知の通り、市中金融の金利というものは上る傾向でなしに、下る傾向にある。これは大蔵大臣が再三述べているところなんです。すべての金利を下げようという傾向になり、また事実それが行われつつある。市中金融は三銭くらいから二銭八厘、二銭八厘から二銭六厘と下り、今や二銭四厘なら、歩積み商建をやらずとも借りられる、こういう状況になってきておられるわけでございます。さてその際に中小企業金融公庫、政府が安い資金源で行なうことになるものが、末端では高いというところになりますと、この問題は私の質問が終つただけじゃ済まぬと思う。特に商工中金の金利が日歩四銭以上になり相なっているというところは、これは借りた人が多過ぎても、なおあんなのとこの資金がだぶつくという原因にもなるわけなんです。このままで放置しておきますという、政府の育てておきます金融機関が、やがて市中金融に食いつかれるおそれなきにしもあらずだ、こり心配されるわけな

んです。そこで先ほど来承わつておりますと、期限の点においても、金利の点においても努力するとおっしゃつておられますので、いかように具体的に御努力をなさいますのか、近き将来においてどのような具体的措置がとられようとしているのかを承わりたいのでございます。

まず第一番に、たとえば商工中金の資金源である金融債を、投融資に切りかえるとか、一般会計から持ち出すというような措置が予算面にとられておるかないか、どうもいないようでございます。そうなりますと、企業努力でということになるでございまして、力が、企業努力の範囲で金利の引き下げを行なつたり、一体どの程度行われまするかを両公庫及び金庫の代表者に承わりたいのでございまして。どの程度内部の企業努力だけで金利の引き下げが行えるかということでございます。それとも企業努力ではどうにもならぬ、資金源を何とかしてもらわなければならぬとおっしゃるならば、大臣としては将来この資金源を改善する用意があるかないか、この点でございます。

それからもう一つは、窓口の四分五厘というところは、先ほどの農林漁業と比較いたしましたとしても、高きに失する。なるほど危険負担が多いというお話もございましたが、この危険負担については、三倍の抵当をとつていらつしやるのが通例のようでございます。しかもそれは、借つた金で作つた設備は抵当に入らなくて、別個の抵当を取つていらつしやる向きが多いようでございます。その上なお貸し倒れ引当金というものが、政府からちゃんと用立てられておられるはずでございます。

が、それでもなお四分五厘という手数料は必要なのか。今日一般市中から集めた資金源でさえも、金利を安くしましようというやさきに、安全地帯で、この金を有効に自分の店の宣伝に使つていられる向きがあるが、私としては、宣伝に使う以上は、むしろこちらから駄賃をとつてしかるべきだと思ふにかかりませう、これについて四分五厘という高利な手数料を与えていらつしやるようですが、これを改善する用意があるかないか。もしありとするならば、どの程度、いつの時期にこれを引き下げようと思ひまするのか。これは時代の風潮でございます。決してわが党が無理を言っているわけじゃございません。そこでこの点明らかにしてもらいたい。

最後に承わりたいことは、これはちよつと差しさわりのあるかも知れませんが、中小企業金融公庫が設立をされましたが、私どもはこの金融機関は別個なものだ。何となれば、その第一一条に、過去の金融機関が融資することを困難とした対象に融資するを本旨とするということになっていて、これを間違えて行われると、親子知らずということになる。従つて、中小企業の苦しい実態をよく心得た方の方に、その業務の本山をつかさどつてもらいたいんだという、これは附帯決議にその用語がついておつたはずであります。さればこそ大蔵省と通産省と両方から入つてこれは構成されたはずでございますが、私が見ているところによりますと、その後ふえたのは大蔵関係の人が多くございまして、これは一体どういふわけでございます。これは特にこの金融機関が、一般金融の窓

口のルールに従つてやられていることはいけないうことであるというところが、本委員会において再三論議されているにもかかわらず、入つてこれをつかさどる方々が、自分の過去のペースで走っているのですから、どうにもここに食い違いが起きてかなわぬ。そこで私は、せめて中小企業庁の長官のようにな、この商工委員会、ほんとうに中小企業の苦しみを訴えられた人が入られるといいがと心待ちに待っています。これは私のみならず、中小企業者の全国大会の決議事項にもなっているにもかかりませう、記内君といふ岡田君といふ、みなよそへ行つてしまわれる。大企業の方へ、大企業の方へ行つてしまわれる。中小企業庁の長官にしても真に中小企業のことを考えてその道へ入つた人は、終戦後数えるくらいしかありません。小笠原さんはその一人でございますが、だから私は小笠原さんに敬意を表している。内田さんもその一人で、敬意を表している。しかし今後通産省で、ほんとうにこの実態を体験した人をこの公庫の中へ繰り入れて、ほんとうに実態に即したような運営をなさる覚悟がありやいなや、この問題については、貿易促進に關して在外公館の人員のことについても私は申し上げてみたいことがありますが、この際は、大蔵省や普通銀行関係の人とともに、それらも必要でございますが、それ以外に、ほんとうに実態に即するために、内輪から直すということは内田さんの言われた通りでございますから、そのための具体策として、中小企業に非常に研さんを積まれた方方を送り出す用意ありやいなや、この

点は大蔵に承わりたいと思ひわけでございます。

○坂口説明員 もう少し具体的にというお話でございましたが、ただいま研究いたしておりますのは、ちよつと新年度になります関係もございまして、ただいま加藤さんのお話になりました期限の点、担保その他の貸付条件の点、この点につきましては研究いたしております、期限につきましては原則として今年五年になっておりますが、これは先ほど申しました通り何年か延長したものが原則くらいになるような気持で運営して参りたいと思ひます。先ほど申しましたように、ただいまの実績が三年近くになっておりますが、それは初め五年というのが原則だったためでございます。これを幾らか実情に合うように延ばしていきたい。中には十年のものもあると申しましたが、期限についてはもう少し延長して参るといふことを一つ考えております。

それから貸付条件につきましては、御説のように私どもの公庫は普通の金融機関で融資困難なものにとりつても、これまでやつて参りまして、お話もございました通り、申し込み担保も認めますし、二番、三番も認めることにいたしておりますが、なお手続がむづかしいという非難もございまして、この条件につきましてはある限度におきましてその条件を緩和いたしまして、代理店のしんしゃくによまかしたい、あるいは窓口のしんしゃくによまかしたい、直接貸しもございまして、ある程度しんしゃくを加えて参りたいという点で寄り寄り通産省、大蔵省方面とも協議いたしております。

最後に金利の点につきましては、このたびは全部借入金という関係もございまして、これからの貸付につきましては、お話しをさせていただきますので代理店手数料を約一五%程度引き下げて、来年度からやってみよう、そういうつもりでおります。しかし金利そのものを下げますところには直ちに来年度早々からはできません。けれども、先ほど申しました通り将来引き下げることに努めていたしたいと考えております。それだけでございまして。

○門司参考人 ただいまのお尋ねの中に、自己努力ではどの程度下げられるかという御質問がございましたが、私どもが計算をいたしましたところでは、貸し出しの面その他あらゆる面で努力をいたしても、自己努力では日歩にいたしまして何毛程度しか下りぬ。

それから貸し出しの期間の問題につきましては、組合関係の事情、もちろん短期の運転資金もございまして、長期の運転資金もございまして、方針をいたしましては当該資金の用途によりましてはその償還の能力というものを、見て無理のないところで定めるように支所を奮励いたしておるのであります。長期貸付につきましては、戦後御承知のように預金部の長期の低利資金というものが入らなくなつて、しかも商工債券というものが一時も出せなくなつた時期がございまして、そういうことで長期の資金需要があつても心ならずも短期で貸したという時期もございましたが、その後三年もの長期債が出せるようになったので、その資金源に見合った程度の貸し出しはいたす、さらにまた最近五年ものが出せるよう

になりましたので、これに歩調を合せまして最近では五年以上の六年、七年というよりなものも逐次ふえつつあるような状況でございまして。

○石橋国務大臣 公庫なり金庫なりの企業努力だけでたかさんのことができないと思ひます。しかしながら、先ほど申しましたように、商工中金の方も、わずかでありますが、政府資金は今六分五厘云々で御議論もありましたけれども、とにかくそれが出ます。それからこれは一般会計から持つてくるというわけにはなかなか参らぬと思うのであります。ほかの方法で運用部の資金を適当に回すとか、あるいは余剰金の預託を引き揚げるといふ方針を緩和して、ある程度資金の繰り回しを楽にする、そういうようなこととにかく日歩にして二厘なり三厘五毛くらいの金利の引き下げをしたい。それからその後のことはさらにもっと根本的に考へなければならぬ。運用部資金などの運用をどういふふうにするかという根本問題でありますから、それはさらに検討をいたしまして、できるだけ安い資金を多量に商工中金等へ流し得るような方法を講じたい。

それから人事問題は、出身が大蔵省であるとか通産省であるとかいうことはその影響は私はないと思ひます。たとえば商工中金あるいは中小企業金融公庫へ行けばやはりそこがかわいひのすから、そこで一生懸命やってくれていふ人だから、大蔵省から来たからえらく渋くなるというようなことは私はないと考えております。

○加藤(清)委員 今のはこういうことなんです。何も大蔵省から見えたから

中小企業の実態がわからぬということをやつておるのではございせん。坂口総裁も日銀関係から見えたけれども、よくわかつておつていただけ。しかしやはり育ちというものは争へないです。それだからこそ吉田総裁でさえも毛並みというのを盛んに言われた。実態が把握されてないのです。だからこちらから訴へるときに非常に時間的なロスが多いのです。これだけはあるんだつてよくおわかりいただけと思ひます。そこでこれをもつと突っ込んでいけば、公庫の本部よりも、むしろいいけないのは窓口の代理店であるということが言われている。それはどうかといつたら、自分の金庫ベースに乗つて貸しているから、親心子知らず、こういうことになつちやうのです。ここらあたりの消息をあなたがよくお考え下さると、そこに実際に体験した者と体験しない者との相違というものが出てくるわけなんです。だからこそ少しでも金融を法律の精神にのっとり、ほんとうに実行に移してもらうようにするためには、実際のよくわかつた人を一人でも多く繰り込んでもらふ、あるいはときどき交換するといふような工夫でもいいと思ひますが、そのようにされるのが一そこの金融をスムーズにし、ありがたみを中小企業に施すゆえんではないか、私はそう思ひます。思ひだけでなく事実だれしもそういうことを言ひます。だから大臣にこの際奮起をお願いしたい、こういうことなんです。その点一つ御考慮に入れて今後善処していただきたいと思ひます。

○石橋国務大臣 御説は十分尊重してやります。

○神田委員長 この際お諮りいたします。ただいま議題になつております三法案のうち、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案につきましては、他に御質疑もないようでありますから、質疑を打ち切ることに御異議はございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めます。よつて質疑は終了することにいたします。

次は中崎敬君。

○中崎委員 中小企業の金融に関する問題はきつめて重要な意義を持つものでありますので、この問題につきましては私は大蔵大臣の出席を要求してあるのであります。まだ大臣は見えない理由を一つお示し願ひたいと思ひます。

○神田委員長 大蔵大臣は今賠償の会に出席してございまして、どうしても時間内に間に合はないといふので、山手政務次官が出席してあります。

○中崎委員 今中小企業に関する問題は、通産省といたしましては一応の熟意を持つておると認められますけれども、大蔵省の共管事項となつております関係もありまして、ややもすればそれが冷や飯を食ふと申しまするか、輕視されると申しますか、十分に考慮が払われていないのではないかと申す。その一は、この際奮起をお願いしたい、というふうな御考慮をいただきたいと思います。そこでまず通産大臣にお伺ひしたいのであります。本日からの議論を通してありますが、政府全体としての金融のあり方が、まず第一に通常の市中銀行を中心とするところの民間の金融機関に対しては最も寛大である。恩恵にあまり

になれ過ぎておるとでも申しますか、そういう状態であるが、これに続いて農林中金、農林関係の金融、一番冷や飯を食つて冷遇されているのは中小企業に對する金融であるといふふうに考へるのであります。通産大臣この点はお認めになるかどうか、お聞きたい。

○石橋国務大臣 どういうのですか、別段市中銀行に特別の恩恵をたれていふよりも見えます。それから農林中金と中小企業金融公庫との間には、先ほど政府委員から説明もありましたように、いろいろ歴史的の事情もあり、事業の上の事情もありまして、現在結果においてある程度の差があるといふことは事実でございまして、しかしながら最近では中小企業金融公庫などに対して、今までから見れば、相当手厚い資金の供給も行ひ、いろいろの便宜も与へるような努力を政府全体としていたしておると考へております。

○中崎委員 いわゆる官僚のなわ張り争ひと申しますか、まず普通の市中銀行を中心とする民間金融機関は、これは大蔵省の直接管轄の金融機関でありまして、勢力金融について一番大きな力を持つておると申すの大蔵省は、そのほかいろいろの政治的な意図といひますか、これは長い間にわたつてあるといふことはないませんが、これはしばらくおくといたしまして、いづれにいたしまして、いわゆる嫡出子といひますか、きつめて大切に温存しておるといふことが言えるのであります。先ほどの本会議におきまして、いづゆる租税特別措置法等によりまして、民間の金融機関に対しては税

の減免等について、相当思い切った措置が講じられております。

〔委員長退席、小平(久)委員長代理着席〕

一面においてたとえば中小企業金融公庫の場合におきましても、四分五厘に及ぶ膨大な手数料を払っておる。これに対して農林中金あるいは農業協同組合等に通ずるところの農林金融については、中間的なものであるのをごさいます。約三倍も民間の金融機関に対して莫大な手数料を与えている。それでこれは一体どういうことに基因するかといへば、先ほどの銀行局の課長からの話によると、一面において資金源の問題であり、一面においてリスクの問題であるということを言うております。ところがまずここで聞きたいのは、一体中小企業金融公庫から普通の金融機関を通じて貸し出したもののリスクは今日の程度になつておるか、言いかえれば貸し倒れ、また未回収のものがどういう状態であるか、これを数字をもつてお示しを願いたい。

○加治本説明員 中小企業金融公庫の代理貸しの部分だけの具体的なリスクの統計は残念ながらないのであります。それから現実に発生したリスクでなく、今税法上、たとえば中小企業でありますと、年間千分の十五までの貸し倒れ準備金の積み立てが認められております。こういうものを勘案しまして、かりにそういった制度が合理的であると考へた場合に、私の方はこういう作業を試みたのであります。いろいろはじき方については問題があると思ひますが、一応各金融機関の償却前利益、決算した場合に出てくる償却しない前の利益と償却した後の利

益との差額、要するに償却額というものを算出して、これを現実に発生したリスクなりあるいは将来発生すべきリスクに備へるということで見ましたら、大体今の要償却額は、地方銀行等金融機関によつて違ひがあるが、大体一割前後であります。

○田中(武)委員 議事進行について。

国会法によりますと、委員会の成立定足数は二分の一と称しておりますが、ごらん通りの状況であり、ことに与党の諸君は数名しか出ておらない、しかも時間は四時半にもなつておりますので、本日はこれで散会せられまして、明日あらためて定足数をもつて開会されんことを希望いたします。

○小平(久)委員長代理 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○小平(久)委員長代理 速記を始めて下さい。

本日はこの程度にとどめます。次会は明七日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時三十一分散会